

平成29年宇治田原町総務建設常任委員会

平成29年6月15日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第32号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第33号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第34号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 各課所管事項報告
- 総務課
- ・自動販売機を活用した防犯カメラ整備事業について
- 企画財政課所管
- ・宇治田原町ふるさと納税事業について
  - ・平成29年度公共事業等の執行予定（上半期）について
- 税住民課所管
- ・町税徴収実績について
  - ・町民税賦課状況について
- 日程第3 請願について
- 請願第1号 宇治田原町新庁舎建設予定地に関する請願書
- 請願第2号 新庁舎の早期実現を求める請願書
- 日程第4 各課所管事項報告
- 建設環境課所管
- ・平成29年度京都府土木事業実施予定概要について
  - ・普通建設事業交付金等決定状況について
  - ・宇治田原町地球温暖化防止実行計画の達成状況及び計画策定について
  - ・ごみ排出量の平成28年度実績について
  - ・町営バスのPRについて
- 産業観光課所管

・熊目撃情報から現在までの経過について

○上下水道課所管

・下水道普及状況について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	3番	垣内秋弘	委員
副委員長	2番	松本健治	委員
	1番	谷口重和	委員
	5番	浅田晃弘	委員
	7番	山本精	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
建設事業部長	野田泰生君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君
企画財政課課長補佐	廣島尚夫君
企画財政課課長補佐	矢野里志君
税住民課長	長谷川みどり君
建設環境課長	垣内清文君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
プロジェクト推進課課長補佐	谷出智君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課課長補佐	富田幸彦君

上下水道課長	青山公紀君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本委員会は、6月8日の開会日に上程され、付託されました議案第32号から議案第34号の3議案及び請願第1号、請願第2号並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ここで、理事者から、ご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） おはようございます。

一番茶も終了し、二番茶の準備の時期となっております。先週7日に梅雨に入りましたが、今のところ集中豪雨には見舞われておりませんが、町といたしましては防災パトロールなど災害に対しましては万全を尽くしてまいる所存でございます。

皆様におかれましてはご健勝にてご活躍のことと存じます。委員の方々には町行政の推進に何かとご尽力、ご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

先週8日に開会していただきました6月定例会は一昨日、昨日の2日間にわたり一般質問をしていただき、本日はご多忙のところ総務建設常任委員会にご参集いただきありがとうございます。垣内委員長、松本副委員長のもと常任委員会を開催いただき、税条例の一部改正等につきましてご審査をお願いするとともに、各課所管事項の報告をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。議案第32号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 皆さん、おはようございます。

それでは、私から議案第32号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の概要によりましてご説明をさせていただきます。

まず、育児休業制度は子を養育する職員の継続的な勤務を促進、職員の福祉増進、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的としております。育児休業制度の概要としましては、主に3つございまして、1つ目が3歳に達する日まで育児休業をすることができる。2つ目が育児休業の期間の延長は原則1回に限る。3つ目が、育児短時間勤務をすることができるとなっております。

改正経過及び内容といたしましては2つありまして、1つ目としましては国では児童の健全な育成を推進する観点から、行政の支援のもと里親制度の推進を図り、その後養子縁組などへの発展を目指す意図があり、これまで必要に応じてのみ行政が関与していた将来的に養子縁組を希望する里親制度を、養子縁組里親として法定化されたことに伴いまして、本条例の文言の改正を行うものでございます。

2つ目としましては、これまで復職を望む者が待機児童等で保育所等に入所できない事例を、運用上育児休業の延長として認めておりましたが、人事院規則の改正で、明文化されたことに伴いまして、本条例でも明文化して規定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） この趣旨には賛成する立場なんですけど、今、育児休業を取得されている職員って何人ぐらいおられますか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 現在育児休業を取得している職員につきましては、1名でございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 1名ですね。それと、これまでに男性職員で取得された方とかございますでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 現在まで男性職員で育児休業を取得した者はございません。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第32号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第32号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。清水課長。

○総務課長（清水 清） それでは、議案第33号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、概要によりご説明をさせていただきます。

まず、趣旨につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴いまして、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により、扶養手当支給額が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償基礎額の扶養手

当加算額を改定するものでございます。

改定後の加算額はごらんのとおりでございます。扶養手当支給額の改定にあわせ、①配偶者につきましては、433円を333円に、②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子につきましては、217円を267円に改定するものでございます。③から⑥までは同額でございます。

こちらの改正につきましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用したく考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第33号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第33号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長谷川税住民課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、議案第34号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて、ご説明させていただきます。縦長の議案第34号資料をごらんください。

本条例改正は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行

令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、税条例を改正するものでございます。

まず、住民税に係る改正ですが、法律改正に合わせ所要の文言修正を行うもので、施行日は平成31年1月1日でございます。

これは就業調整を巡る喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について所得控除額33万円となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないよう仕組みを設けるもので、下表をごらんいただくと、改正前は配偶者控除が33万円受けられるのは、改正前は給与収入110万円、合計所得金額45万円未満で受けられ、その後、段階的に配偶者の所得に応じて控除額が減額し、給与収入が141万円、合計所得金額が76万円以上で控除が適用されるようになっております。

改正後は、給与収入155万円、合計所得金額90万円以下で33万円受けられ、控除が適用されないのは給与収入が201万円、合計所得金額が123万円超えへと拡大されることとなります。

また、担税力の調整の必要の観点から、合計所得金額900万円超えの納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、所得制限を設けることとするものでございます。

次に、固定資産税に係る改正でございますが、裏面をごらんください。

法律改正にあわせ、課税標準の特例について、固定資産税におけるわがまち特例の導入によるもので、施行日は公布の日でございます。

具体的には企業主導型保育事業を行う場合、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に対して講じられている課税標準の特例措置、また緑地保全・緑化推進法人が土地を所有し、または無償で借り受けて市民緑地を設置・管理する場合には、その用に供する土地についての特例措置でございます。

これらにつきましては本町にはございません。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） この条例に関しても、やっぱりこういうような状況で合計所得金額等は引き上げられてよくなると思うんですけども、固定資産税に係る改正の中で、事業所内保育に係る施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合の特例措置というようにあるんですが、企業主導型保育事業については、やっぱり営利目的になると思うんで

す。そういう点でいえば、町が責任を持って保育をやるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

担当課おられないので、副町長の意見をお願いしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） ただいまの質問は、事業所内に設けるものがいわゆる営利目的というお話です。基本的には事業所内に設けるものにつきまして、私の理解としましては、事業所に勤めておられる従業員の方の子どもさんを預けると、そういう従業員さんの、ある面、福利厚生の意味での保育所の運営と、こういうふうに理解しておりますので、それがいかに利益につながる云々というところまでは、私自身も十分認識もし、そして十分その辺も把握しておりませんので、特に今のご質問の、利益に資するのではないかとそういうお話につきましては、私自身としては余りそういう認識ではなくして、事業所自身の従業員のための福利厚生をご提示されている保育所だという認識をしておりますので、それ以上のコメントについては、ちょっと私自身は控えさせていただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） いや、そうじゃなくて、町で責任を持って保育を展開するべきではないかと。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 先ほどの答弁の続きになりますけれども、そういう意味で事業所につくられるものについては、特に町としても、国もそうですけれども、ある面で支援はしていきますと。

それはそれとして、やはり従業員の方の要望とあれば、それは対応されるというのは事業所としてそれは是とするという考えでございますので、やはり町といたしましては、やっぱりそういった事業所等で保育等ができない、そういった方に対しましては十分私どものほうで、町として保育については責任を持って対応していきたいと思っておりますけれども、やはり事業所のほうでそういった従業員の方を含めまして、よしということをする方については、それで是というふうに考えたいと、こういうふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員、その税条例に関する今議案の審議をしておりますので、保育所そのものの云々という話じゃなしに、そこら辺の質問の内容も踏まえてポイントを絞ってやっていただけるのであればよろしいですけれども、ちょっとポイントがずれ

ているように見受けますので、その辺はちょっと注意をお願いします。山本委員。

○委員（山本 精） ほんなら結構です、もう。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第34号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第34号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会にかかわります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、6月22日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月20日火曜日午後5時までに議長宛てに提出ください。

次に日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の自動販売機を活用した防犯カメラ整備事業について説明を求めます。清水課長。

○総務課長（清水 清） それでは私のほうからA4、1枚ものの自動販売機を活用した防犯カメラ整備事業につきましてご説明をさせていただきます。

まず事業主体につきましては、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構で、関西エリアの代理店といたしまして関電サービス株式会社が窓口となっているところで

ございます。

事業概要につきましては、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構、通称SAPICが各飲料メーカーやオペレーター企業と連携し、自動販売機から得られる収益の一部を防犯カメラの設置に充てる事業を展開されているところでございます。

自動販売機防犯カメラの設置費用につきましては、SAPIC側で手続され、無料となっております。自動販売機は省エネタイプで自動販売機と防犯カメラは別々の場所に設置することが可能となっております。

設置予定場所でございますけれども、場所につきましては京田辺市消防署宇治田原分署と考えておるところでございます。

使用料としましては、土地使用料、電気使用料として2,000円が町のほうへ支払われる予定となっております。

今後の予定としましては、SAPICと協定書の締結をし、宇治田原分署に自動販売機、また防犯カメラを設置いたしたいと思っております。その後、町内の公共用地を中心としまして追加での設置場所の検討をし、SAPICと協議する中で設置場所等を決定してまいりたいというふうに考えております。

なお、本事業とは関係はありませんが、本年度地域防犯推進事業によります見守りステーションへの防犯カメラの設置につきましては、今週の火曜日、13日でございますけれども、設置完了しましたことをここで報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） まことにこれはいいことだと思います。どんどん広げていってもらったらよいと思いますが、この4番の使用料ですね、土地使用料、電気使用料として2,000円が町へ支払われる。これは毎月の話ですか。年間ですか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 月2,000円が町へ支払われる予定となっております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 私もはっきりはわからないんですけども、自販機、相当電気食うと思うんですが、それは赤字でもそれはいいんですけども、月に大体平均自販機の電気代使用料って幾らぐらいになりますか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 自動販売機によりまして多少の差異はあると思うんですけども、千七、八百円程度というふうに聞いておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） その情報は正確なものでですか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 関電サービス株式会社のほうに確認をしまして、大体の概算額を聞いたところ、そういった金額を示されたところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 私の知る範囲では、今機械もどんどん進化して電気も食わないようになってきていると思うんですが、大体1万から2万はかかるということは聞いているんですけども。それが1,700、1,800円が正確ならそれはもう一番ありがたいことですけども、仮に万になりますと相当、これ1台やったらええけれども、これが10台、15台となってくると相当出費も税金のことで絡んでくるんで、それで聞いた話ですけども、もう一回確認してください。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） 自動販売機の電気代というのは、単純にこれ2,000円と書いていますけれども、冬場と夏場で全然違うわけなんですよ。夏の暑いときはもうコンプレッサー回りっ放しやしね、冬の場合はホットにしやなあかん。その辺の電気が食いよると。それでうちも何台か持っていますけれども、こんな金額では一月おさまらないですね。機種により大分に電気の使用料も違うと思いますけれども、これも一度確認されたほうがいいと思いますわ。

それで、これに電気代と、そしてその防犯カメラの電気も食いよるわけね、これ、そういうことやね。そうすると月2,000円というようなことでは収まらんと違うかなとは僕は思います。もう一度これ確認してください。それからしはったほうがいいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） もう一度代理店であります関電サービス株式会社のほうに確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） この防犯カメラですけども、これはそこへ何台かつけられると思うんですが、その場所に1台になるのか2台になるのか、それはわかりませんが、

その映像の記録はどこでとられるんですか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） カメラと別に記録する機械につきましては、分署の屋内に設置しまして、そこでSDカードに保存記録される予定となっております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） それは有線で引っ張ってきてやるわけですね。無線で飛ばすんじゃないに有線でその記録媒体のところまで情報を送るといふ、それはどっちの方法でやられるんですか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 申しわけございません、有線かどうかというところまでちょっと確認がとれておりませんので、またそのあたりは確認してまいりたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） 皆さんもご存じやと思いますけれども、この間の東名か、あそこで大きな事故があつて、あれはドライブレコーダーでしたけれども、そのバス自体に記録媒体がついているんじゃないか、あれはネットを使ってやっているというような、そういうハイテクなやつがついていますが、恐らく今回のほうはそういうものではないと思うんで、その辺の構造についても十分調査しておいてもらって、契約締結するように、そのようにお願いしておきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 先ほどの電気使用料並びに無線有線の関係については、調査確認、再調査していただいて、また委員会のほうへご報告をお願いしたいと思います。近々の中でよろしく願います。

ほかにございませんか。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） この事業概要の中に自動販売機と防犯カメラは別々の場所に設置が可能とありますけれども、自動販売機を設置すればどこにしてもええのか、その自動販売機の近くということになるかとは思いますが、そのあたりちょっと教えてください。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 代理店である関電サービス株式会社の話によりますと、特に近くでないといけないということはありません。自動販売機と離れて防犯カメラを設置することは可能ということで聞いておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 私、一般質問の中で防犯カメラについて質問させていただいていることもございますので、防犯カメラがたくさん設置できるのは喜ばしいことかと思いますので、先ほど委員長がおっしゃっていましたが整理する点を踏まえてぜひとも拡大していただきたいと思いますと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 答弁よろしいですか。

○委員（浅田晃弘） いいです。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管の宇治田原町ふるさと納税事業について、説明を求めます。奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） ご苦労さまでございます。続きまして、私のほうから宇治田原町ふるさと納税事業につきましてということで、このカラー刷りの資料がお手元におありかと思えますけれども、これに基づきましてご説明を申し上げたいと存じます。

本町のふるさと納税につきましては、これまでより委員会のほうにも制度等ご報告申し上げているところではございますが、昨年12月から本町の新しい制度で進めておりました、順調に額も伸ばしておりましたところ、この4月1日から皆様方もご承知のとおり、国の総務大臣のほうから返礼割合を3割以下とするようにというもろもろの通知がございまして、そういうものを受けまして今年度また新たなルールの中で実施しているということで、去る5月15日にこれまでの参加事業者さん、また新しくご希望される事業者さん向けの説明会を実施いたしました。本日の資料は、そのときに使用させていただきました資料をもとに、議会の皆様にも一定これまでの経過、現状、今後の方向性等をご説明させていただきたいと考えているものでございます。

それでは、資料に基づきましてご説明を申し上げたいと存じます。

まず経緯でございます。ふるさと納税というのはそもそも平成20年から開始されておるんですけれども、本町におきましては、昨年までは農協さんでお茶を買わせていただきまして、それを返礼品としてさせていただいておっただけなんですけど、全国のいろんな取り組みも踏まえる中、ふるさと特産品をお返しすることによりまして、全国に宇治田原町のいいところを発信していきたいと、そのツールの一つとしてこのふるさと納税を活用しようということで、昨年12月からふるさと納税お返しギフトによる返礼品

という、そういうスタイルを開始いたしました。

それに先立ちまして、町内事業者さんにご応募を呼びかけましたところ、20事業者さんから55品目の返礼品をご準備いただくことができました。その後、ことし1月からは外部のポータルサイトでございます、ふるさとチョイスというそういうサイトがあるんですけども、いわゆる見た目はネットショッピングというような感覚で、ふるさと納税をしていただけるようなそういうサイトがございます。そちらに掲載を開始いたしまして、この4月からはクレジットカードによる決済、納税もできるようになったところでございます。

ただ、そうした中、この4月1日に総務大臣の通知がございましたので、そういうルールのもと新しい制度、またふるさと特産品もさらに拡充したいと考えまして、5月15日に事業者さん向けの説明会をさせていただいたところでございます。

内容につきましてはこれからご説明を申し上げたいと思いますが、まずは平成28年ふるさと特産品の本町での返礼品の状況でございます。20事業者さんから55品目ご準備いただいたということを申し上げましたが、この55品目の内訳でございますが、右側でございますように1万円をご寄附いただいた方に対する返礼品として30品目、2万円をいただいた方には17品目の中から選んでいただけるというような表でございます。

次、2ページをごらんください。本町へのふるさと納税額の推移でございます。

20年度から始まってございます。ずっと低額、件数も少なかったところでございます。平成23年度はお一人で100万円というちょっと特異なケースがございまして、ちょっとイレギュラーな部分ではございますが、27年少しふえまして、28年12月から始めましたことによりまして、28年度は113件の方々から244万円を頂戴することができたところでございます。

ちなみにこの2ページの下側でございます。ふるさとチョイスというポータルサイトで受け付けを1月からスタートしておりますが、1、2、3月、この3カ月間で124万円をいただきまして、クレジットカード決済もできるようになりました4月、5月この2カ月間ではもう既に165万5,000円をいただいているというような状況でございます。

3ページをごらんください。

そうした中、国の総務省からの通知でございます。概要をここに書かせていただいておりますけれども、皆様ご存じのとおり、全国でこの返礼品の自治体間競争が過熱して

いるという状況から、返礼品の送付について国、大臣通知ということで、技術的助言が出されました。

大きなものといましては、返礼品の割合を自治体調達額3割を上限とするという通知でございます。本町では後ほど申し上げますが、これまで4割相当、送料も込めまして4割の返礼品をお返し申し上げておったところなんですけれども、国からは今後は送料は別として3割までにしなさいというような通知が届きました。

また、電化製品はもともとあかんよとされておったんですが、特に金銭類似性の高いポイント、商品券等、そういうものが禁止されたり、さらに家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、楽器、このようなものも禁止物品に追加されました。いわゆる高額な返礼品を抑制するというようなところの通知がされたところでございます。

こうしたことを受けまして、本町におきまして平成29年度からは一定国の通知に準じたような新しいルールでやっつけようということで、新しい返礼品のカテゴリーの見直しをさせていただきたいと考えたところでございます。

また、これまで4割を調達額とさせてもらっておりましたが、今度は国に基づきまして送料は別とする3割にさせていただきたいと。

あと、消費期限に関する禁止要件を削除とございますけれども、これは、これまで原則として10日以上消費期限が保証されるものというのも本町の独自のルールとしてさせてもらっておったんですけれども、事業者さんにおきましては例えば食べ物、そういうものにつきましても、例えばクール宅急便とかそういうものできっちり対応していただける場合もございますので、こういう10日間以上の消費期限とかいう禁止要件は廃止させていただきたいというような整理をしようと考えてございます。

特に一番大事となっておりますのが、4ページをごらんください。返礼品のカテゴリーをこの1から7までに見直そうと考えてございます。

この表でございます。例えばカテゴリー1でございます。ご寄附を1万円いただいた方には、返礼していただく事業者さん、選んでいただける事業者さんは3,750円相当のもの。これに対して私ども町は3,000円お支払いするというような見方でございます。一番右の1万円をいただいたら、一番右にございます3,750円相当送料別のものお送りいただいて、町は3,000円お支払いすると。

そもそもこれは従前の表がないので申しわけないですけれども、この考え方でございますが、従前は1万円ご寄附いただくと、一番右の欄が逆に送料を含んで5,000円相当の物を送っていただいております。ただ、実際に本町がお支払いするのは

4,000円ということで、その差し引き1,000円分、要は2割相当は事業者さんのPRということでご負担をお願いいたしまして、実質1万円の物に対して町は4割相当の4,000円をご負担申し上げるというこれまでのルールであったわけでございます。それを基本的には踏襲する形で、今回右側の欄が非常に端数が出ておりますが、基本的には3,750円の8割で3,000円お支払いさせていただく。もし2万円ご寄附いただいた場合には7,500円相当の物の8割相当を町が負担させていただくということで、6,000円をお支払いさせていただくというようなこれまでの考え方を踏襲して、なおかつ国が言うところの3割以内に抑えるというルールの中で事業者さんにご登録いただいて、本町で進めていこうというように考えておるものでございます。

4ページの後段はふるさと納税の流れです。これはちょっと今省略させていただきます。

5ページをごらんください。

今後の予定でございます。このようなルールに基づきまして現在事業者さんの説明も行いまして、また今募集を受け付けておるところでございます。また本庁のほうからも積極的に営業活動も進めておりまして、各事業者さんのところに足を運んでご説明もさせていただいておるところでございます。一定整理できますれば9月ごろからは新しいルールの中で新しいカタログで受け付けを実施したいと考えてございます。

さらに、その他といたしましては、先ほどのポータルサイト、ふるさとチョイス上で広告事業も実施していきたい。どんなイメージかと申しますと、ふるさとチョイス、ネットで検索していただきますと出てまいります。そういうページの頭に時期を見まして宇治田原町の特集といいますか、トップに来るような、そういうようなイベントを打つというようなイメージでございます。広告事業も実施したり、逆にふるさと納税の使途に係る寄附者の選択性を今後は検討してまいりたい。

と申しますのも、現在本町にこのふるさと納税をいただいた場合には、私どもふるさと応援基金というのがございまして、基金条例がございまして、こちらに全ていただいたものを積み立てさせていただきまして、この基金の目的というのは、ふるさと宇治田原町の次代を担う子どもたちを育む施策の推進に充てるとき、そういうときに取り崩しさせていただいて、事業に充てさせていただくというルールにさせていただいております。

したがって現状はご寄附をいただくと、この基金に積んで、こういう子どもたちのための施策に使う場合に限られておりますので、一定今後はご希望者さんの希望に沿えるような、何種類かのいただいたふるさと納税の使途も選んでいただけるように、数

種類の事業の充てを選んでいただけるようなことも進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

6 ページ以降は今申し上げました内容で、新しく制度を現在進めておる要領でございます。こういう形で今募集させていただいておりますということでございます。

以上、これまでの経緯、現状、今後の見込み等につきましてご説明させていただきました。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） いろいろ頑張ってください、額も上がってきてうれしい限りでございます。

どれぐらいの納付というのか、納税額が主なものなのか。例えば1万円であったりとか、そういうところをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 正確な数字をちょっと今持ち合せておらないんですが、多くは1万円、2万円、そのぐらいをいただく方がほとんどでございます。ただ、現在のルールの中で一番高いのが10万円というのがございます。これがたしか既に3件ほどトータルでいただいております。そういう部分もございます。生産農家の特別なお茶とかそういうようなもので申し込みいただいたケースもございました。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） いろいろ寄附額をいただいて、そして町内の事業者さんも潤うということでございますので、大いに進めていっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに。谷口委員。

○委員（谷口重和） 1点だけ。国のほうがころころ変えるもんで、返礼品の登録をされている業者、また今度新規に登録される業者さんですね。これが混乱の生じないように、これはぜひともお願いしておきたいと。要望ですけれども、これだけお願いしておきます。よろしく願います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 答弁よろしいですか。はい。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ちょっと私のほうから、1点聞きたいんですけれども、先日何かマスコミで報道されておりましたが、三重県の四日市市が自分ところの市の住民が納税

されるのが四日市市に対して939万円、ところがその四日市市の住民が四日市市以外に納税されるのが1億3,893万円。よそに対してむちゃくちゃ寄附をしているんですけども、自分ところの市に対しては余り。それでも九百何がしの寄附をされているんですけどもね。

その四日市市については、もうありがた迷惑やというようなこともちょっと言われていたんですが、本町の場合、町以外のところ、あるいはまた本町独自でされているところ、いろんな分類はされていると思うんですが、その辺の割合とか実態をちょっとお聞きしたいんです。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） これまでの現状での正確な数字を持ち合せていないんですが、ちなみに昨年度の決算ぐらいのときに一度税等も見させていただきまして、昨年まだ始まる前ぐらいでございましたので、正直申し上げまして町外に出ている部分のほうがかかなり多くを占めてございました。ただ前半の数百万単位が出ておったイメージでございます。

それはほとんど、そのときの本町というたら先ほどございました100万円ぐらいでございましたので、ちょっと外へ出ているほうが多かったかと思うんですけども、今年度からはかなりいただいておりますので、イメージとしてはいただくほうが多いのかなと思っておるんですが、まだ正確には今年度の税とのほうの調整もできておりませんので、正確な数字はございませんが、できれば今後はいただくほうが多いようにできることがありがたいかなと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 自治体によっては、非常に差別化と言うたらおかしいですけども、温度差がありますので、多いところでしたら小さい自治体でも何十億とか納税されておりますし、その辺は多少そのバランスがとれていないのかなというふうに思いますけれども、先ほどからもありましたようにいろんな返礼品の魅力をつくっていただいて、ぜひ活性化に結びつけていただきたいというふうに思います。

これにて、質疑を終了いたします。

続きまして、平成29年度公共事業等の執行予定（上半期）について、説明を求めます。

奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） それでは続きまして私のほうから平成29年度公共事業等の執行予定（上半期）についてということでA4の横長の表に基づきましてご説明を申

上げたいと存じます。

この表に関してでございますが、そもそも本町が予算に計上させていただいております各事業、中でも公共事業といわれる建設工事請負費、また100万円以上の備品購入、そういうものがいわゆる普通建設事業と申しておるわけでございますが、こういうもの  
の予算を計上させていただいておりますそれを、経済対策の意味も込めましてできるだけ  
早期の発注に努めるようにという国の方向性、また京都府、本町の考え方等に鑑みま  
して、例年年度当初にその1年間の見込みを立てまして、できるだけ早期の契約執行率  
につなげてまいろうというように予定、計画しておるものの一覧を整理をしたもので  
ございます。

この表の見方でございますけれども、縦は、一番左、項目でございます、一番上は  
普通会計、いわゆる一般会計でございます。その内訳といたしまして、(1)普通建  
設事業の現年分、平成29年度予算に計上させていただいております普通建設事業、ま  
た昨年度から繰り越しをさせていただいております(2)普通建設事業、(3)が災害  
復旧でございますが、これは繰り越した分がございませんので、全てバーとさせてい  
ただいております。

そして二が普通会計以外ということで、水道事業また下水道会計、そういうものの普  
通建設事業を記してございます。そして三、合計ということでおのおの申し上げますと、  
まず左上の一、普通会計、6月補正の分もプラスさせていただいております、現状の  
予算上の計上額10億3,898万5,000円、これの予算計上額に対しましてBが  
6月まで、Cの欄は9月まで、合計Dの欄は4月から9月、要は上半期までの契約予定  
額が5億8,180万4,000円ということで、一番右から2つを見ていただきます  
と契約予定率が56%となるものでございます。

ちなみにこの契約予定率の下段、括弧が昨年の数字でございます。普通会計でいきま  
すと昨年度は59.3%の予定だったものが今年度は若干下がりました56%となる見  
込みでございます。

特に現年につきましては、7億8,247万4,000円の予算計上に対しまして、  
上半期の予定が3億3,891万2,000円。契約予定率が43.3%、また繰り越  
し事業につきましては予算計上額が2億5,651万1,000円。主に宇治田原山手  
線の307号以北の事業ですとか、先般3月議会で補正をいただきました湯屋谷地区の  
「お茶の京都」の交流拠点整備事業、そういうものがこの繰り越し事業に含まれており  
ますが、これにつきましては上半期で2億4,289万2,000円の契約予定を見込

んでおりますので、契約予定率といたしましては94.7%、高い見込みをいたしております。

普通会計以外の数字につきましても以上のようなところでございます。

特にごらんいただいております。特に普通建設業の現年が43.3%、半年間で5割をいっていないというところにつきましては、私どもも非常に申しわけないと考えておるところなんです、29年度で予算計上させていただいております大きなものの中には今般補正もさせていただいておりますが、道路事業関係が非常に多くございます。例えば、今回も補正させていただいておりますが、山手線の307以北、これはネクスコとの委託事業ということになりますが、そういうものの今後協議をする中でネクスコと契約をしていく必要があったりとか、また、町の道路でございます南北線とか、贄田立川線、こういうものも多額の予算を計上させていただいておりますが、用地買収等の期間を要する、また河川関係の工事に関しましても取水期をできるだけ避けていくと。秋口からかからざるを得ないというような部分もございまして、大きな予算を計上させていただいておりますものが、どうしても進行上、後半にならざるを得ないということで、本来ですとできるだけ高い契約予定率を目指していくべきところなんですけれども、今年度につきましてはそのようなちょっと事情がありますので5割を切っておりますが、引き続き全ての事業につきまして早期契約に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。私のほうからは以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） これも1点だけ。まずはめったに早くなることはありませんので、この計画におくれることなく進めていただきたいと、これはぜひともお願いしておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 要望ですか。よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方ございませんので、これにて質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管の町税徴収実績について説明を求めます。長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、平成28年度町税徴収実績表につきましてご

説明をさせていただきます。横長の資料のほうをごらんください。

1 ページ目から町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、町税合計の順で徴収実績表を作成させていただいております。

各ページにおいて上段には平成27年度の徴収実績決算数値を掲載し、以下平成28年度の四半期ごとの徴収実績を、そして最下段には平成28年度決算速報値となります平成29年5月末現在の数値を掲載させていただいております。

今回は各税目の決算速報値につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1 ページ目は町民税でございます。収入済額はいずれの項目も予算額を上回っております。徴収率につきましては現年度分で前年対比0.3%増の99.16%、滞納繰り越し分で前年対比1.5%減の41.08%となっているところでございます。

2 ページ目は固定資産税でございます。収入済額は現年で予算額を上回り、滞納分で若干下回る結果となっております。徴収率につきましては、現年度分で前年対比0.1%減の99.24%、滞納繰り越し分で前年対比2.5%減の29.33%となっているところでございます。

3 ページ目は軽自動車税でございます。収入済額は予算額を現年で若干下回り、滞納分で若干上回っております。徴収率につきましては現年度分で前年対比1.1%減の97.91%、滞納繰り越し分で前年対比4.1%増の40.20%となっているところでございます。

4 ページ目は町たばこ税でございます。収入済額は予算額を若干下回りましたものの徴収率は100%でございます。

5 ページ目は町税合計です。収入済額は現年度分は予算額を上回っておりますが、滞納分は若干下回っておりますが、現年分、滞納分を合わせると予算額を上回るという結果となっております。徴収率につきましては、現年度分で前年対比0.1%増の99.22%、それから滞納繰り越し分で前年対比2%減の34.44%、合計で前年対比0.3%増の97.46%となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、町民税賦課状況について説明を求めます。長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、平成29年度個人町民税当初賦課状況につきましてご説明させていただきます。資料をごらんください。

個人町民税は均等割と所得割からなっております、原則29年1月1日現在宇治田原町に住所がある方に課税されます。また、町民税には2つの徴収方法がありまして、事業所が町民税の年税額を12分の1ずつ給料から預かって、預かった翌月10日までに各従業員の住所地の市町村へ納付する特別徴収と、給料を介さず自分自身で年4回4分の1ずつ納める普通徴収があります。

それでは、1番町民税（特別徴収分）調定額の比較をごらんください。

5月11日賦課決定し発送いたしました当初賦課時点では、前年比較では特別徴収の事業所、特別徴収対象者が増加しており、特別徴収の推進がわずかながら図られたこととなりました。調定額につきましてはほぼ前年度と同水準で推移しており、予算積算時には給与の所得をプラス0.48%と見込んだことから鑑みますと、特徴賦課時点では若干不足している現状でございます。

次に、普通徴収も合わせた町民税全体調定額の比較をごらんください。

6月7日に賦課決定し、発送いたしました。前年度と比較いたしまして均等割、所得割につきましても上回る結果となっております。また右端平成29年予算対比につきましては、当初賦課時点では均等割で2.1%と予算額を上回った一方、所得割は現時点で0.5%の減となりました。ただ、1年間を通じまして税額更正も入ってくることもあり、ほぼ予算が確保できるものと見込んでおります。

なお、この下の過年度新規分とか退職所得分につきましては、今後の異動により順次調定が増加している性格の賦課区分であるため、現時点での予算対比では大きな乖離があります。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方、挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 質疑はないんですけども、この資料について、複雑な資料やったらやっぱり前日までに、できたら前から配付してほしいということをお願いしていたんですけども、今回もこれ、ちょっと前日にもらっておくと目も通せるので、勉強もできるので、できたら前日までに、当日配付なしをお願いしたいと、ぜひともお願いしたいと思います。これは副町長、ちょっと答弁ください。

今度から先くれるかということ。

○税住民課長（長谷川みどり） 13日までにということ、2日ほど前には財政のほうに

預けています。

○委員長（垣内秋弘） ちょっと答弁をまとめて、副町長。

○副町長（田中雅和） 今後ともできるだけ早く資料を渡せるように頑張ります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて、質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分にかかわります各課所管事項報告についてを終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 01 分

再 開 午後 1 時 30 分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

建設事業部所管に入ります前に、午前中の総務課所管事項にかかわります質疑に対する回答を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） 午前中の委員会審査におきまして、清水総務課長のうち、一部説明不足がございましたので、補足させていただきます。

まず、1点目は、議長、副議長のほうからご質問ありました自動販売機の電気使用量につきましましては、これを確認いたしましたところ、省エネルギータイプであることから、年平均ですけれども月額1,800円でございます。

また、分署に設置する防犯カメラにつきましましては、SDカード内蔵型の防犯カメラで、有線LANによりパソコンで確認できるタイプの予定でございます。

2点目ですが、山本委員からご質問ありました育児休業を取得している職員ですけれども、今年度内に復帰を予定している者を差し引いて1名と申しましたが、現時点において休職している者は4名でございます。ですから、今年度中に復帰する者3名ということで、差し引き1名という答えをさせていただきましたけれども、若干説明不足でございました。以上、よろしく願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） それでは、建設事業部所管分にかかわる事項について進めます。会議は、お手元に配付しております会議日程により進めていただきます。

日程第3、請願について、請願第1号、宇治田原町新庁舎建設予定地に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては、宇治田原町新庁舎を考える会の代表、今西利行氏ほか6名が請

願者であり、提出されたものです。今西議員と山本議員が紹介議員となっております。請願書の写しは既に配付されているとおりであります。

それでは、審査に入ります。

まず、本請願書の紹介議員となっております山本議員のほうから、趣旨等について説明を求めます。山本委員。

○委員（山本 精） ただいま、本委員会に付託され、審査されております請願第1号、宇治田原町新庁舎建設予定地に関する請願書について、趣旨説明をさせていただきます。

4月末に行われた町主催の説明会では、多くの方が発言され、反対意見や疑問の声を上げられましたが、町の回答で納得された方は少なかったのではないのでしょうか。宇治田原町は、新庁舎の建設予定地を宇治田原山手線と町道南北線の交差点としています。この予定地は、国道307号から遠く離れ坂道が続くなど、住民にとっては大変行きにくい場所となっております。住民説明会では、弱者の視点があるのか疑問、また防災面でも、なぜよりによって砂利採取跡の埋立地に建てるのかなどの意見がありました。そのほかにも、住民が理解できるような説明が必要であるのに、町の努力が足りなかったのではといった厳しい意見も出されました。新庁舎の建設場所については、住民の声を十分に反映し、住民が納得した上で決定すべきではないのでしょうか。1,000人を超える署名や説明会で出された住民の声をしっかりと受けとめていただきますようお願いしますとして、1. 現建設予定地について、再検討をしてください。2. 建設地について広く住民の声を聞くために、地区ごとに丁寧な説明会を開いてください。とあります。

議員の皆さんには、2つの請願項目をよく審査していただき、採択をお願いいたします。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ただいまの趣旨説明について、何かお聞きになりたいことがございましたら。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） ただいま説明いただきましたけれども、遠く、大変行きにくい場所というようなことでございますけれども、私からすれば、現庁舎の近隣住民のことだけを捉えた考え方のように感じております。私のところからでいきますと、若干近くなることも考えられます。遠くなる方もあるし、近くなる方もおられます。また、議会からの提言でも、ハザードマップに危険箇所として記されている場所は避けるべきとしており、庁舎が浸水しない場所であっても、周辺が水浸しであった、また浸水しては機能を果たすことはできないわけでありまして、さまざまな条件のもとに決められた建設予定地であると判断できますが、山本議員については、どのようにお考えなのかお聞き

したいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 確かに、そういうふうな面もあると思うんですが、実際皆さんのお声を聞く中で、やっぱり遠いと、先ほど浅田さんのところでは確かにそんな感じで近くなるというふうなことも言われておりますが、ハザードマップの中にもあると思うんですけれども、しかし、こういう声がやっぱり住民の中でまだまだくすぶっているということはあると思うので、そのことに対して、やっぱりしっかりと町として答えていただきたいというふうに。そういうふうなことから、地区ごとのそういうふうな説明会をもっともっと開いていく必要があるのかなというふうに考える次第です。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 前回の説明会とか、先日の特別委員会でも、町長から国道307号沿いで岩山から下町の間で適地を検討してきたというような話でございました。浸水想定区域に位置すること、それから28年の大水害の状況などのことを考えて、災害時に被災しないであろう適地があったとしても、建設地を造成するのに時間と費用を要すること、それから昔ながらの旧村単位への配慮といった点で説明をされておりましたが、この点について請願者に対して説明をされ、その上で、この請願提出という運びになったのか、紹介議員としての意見を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） もちろん、ハザードマップの問題で、この間説明会で言われた、先ほども今言われた、岩山、下町、郷之口、その辺のところのことも調べたということでしたけれども、そこがどういうふうなときで、そこがハザードマップにひっかかるのかどうかというふうな話は全然なかったと思うんです。一つ考えられていたのが、やっぱり土地の問題、コスト面みたいな感じではなかったかなと、あのときの説明会の中ではそうじゃなかったかと思えます。もちろん、この請願者の人たちも、そのことに対しても具体的にどこやったんやという話になったんですけれども、結局それはわからない、ただそういう場所だというふうな話だけで、説明なかったわけですから、どこやわからない。だから、その点については、もちろん水害であかんというのもありますけれども、ここの土地がほんまに水害だけで考えたらそうかもしれませんけれども、やっぱり地震とか、そういうふうな災害のことについて考えたときに、今の予定地が耐えられるのかどうか、もちろんくいを打ってやるということですが、その過程の中でどういうふうなことが起こるかまだわかりませんよね。だからそのところで耐えられるのかどうかと

いうことが、やっぱり問題ではないかなというふうな意見も聞いております。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 町長が旧村単位への配慮といったこともおっしゃっていましたので、そのあたりはいろいろなところから検討して、現在位置をお決めになられたことだと理解していますし、こちらのほうでもそのように受けとめているということだと思います。

もう一つ、最後に1点だけなんですけれども、山手線に、山田知事が、その場所に庁舎を建設するならば、少しでも早くやっつけていこうと、努力していこうやないかというようなことを一般質問の中で答えておられたようですけれども、その点について、山手線との絡みについて、議員の意見をお聞きしたいなと思います。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 町長が、あの場所で、山手線を早くつくるために、新庁舎をそちらに持っていくというふうに言われていますが、しかし、もちろん府とかその辺の補助金の問題もあると思うんですけれども、その問題と、やっぱり新庁舎が住民にとって、ほんまに便利で行きやすい場所というふうなことと整合性があるのかどうかも含めて考えていかなあかんのちゃうかなというふうに僕自身は考えています。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 私は、やはり山手線を早期に完成していただくという立場からも、庁舎の建設位置は現状どおりの考え方でいいんじゃないかと思えますし、この請願に対しての賛同はいたしかねるかなと思っております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今、紹介議員の山本委員から説明があったわけなんですけれども、経過も含めてちょっと長くなるんでどうかなと思っておったんですが、あえて言うておくほうがいいかなということで申し上げたいと思います。

本町の場合、総合計画に基づくまちづくりの視点からも論議をされてきました。26年前から棚上げ状態になっていました都市計画道路山手線が新名神の凍結解除だとか、本町の災害の絡みもあって絶対必要だということで、早期実現のために、よくご承知のように住民会議を立ち上げてまして、わずか2週間余りで第1次署名活動で1万3,000名の当時住民、そして本町で働く皆さんの熱い思いの署名が集まったわけです。当初、難色を示されていた山田知事も、今の浅田委員の言葉じゃないですけれども、要するに心を動かされて、1万3,000人の署名を見て、私も現場におったんでよくわかるんですが、こんなに皆さんの思いがあるんかということをおっしゃられたことがありま

した。そういった経過もあって、3年前から将来の本町の都市計画、まちづくり、道づくりとリンクした中で、その中心的な拠点となる新庁舎を、耐震性の問題だとか防災対策の機能の問題だとか、それから住民サービスの充実なども含めて、まさに総合的な判断の中で、新市街地に決定されたものというふうに私は判断しています。当局からも何度も説明されているとおりでと思いますね。

また、住民や庁舎建設などの専門家も交えて、ちょっと一部話されましたけれども、外部の調査委員会から、建設委員会から基本計画が答申された。新庁舎の早期実現に向けて最大限の努力をしてくれということが言われておったわけです。そして、建設位置もその中でテーマになりまして、市街地から離れることから、行政のサービスの向上や公共交通機関によるアクセスの充実に係ることということでおっしゃったわけで、意見がついたんですね。したがって、その前に建設予定地も9月12日にももちろん住民の皆さんにも公開されている町議会、新庁舎の建設特別委員会において説明がされていますね。そこで、場所については初めてオープンにされたんですけども、その段階でまちづくりとか道づくりとの関係や土壌調査の調査結果などについても、その当時の内容でいろいろ質疑がされています。おおむねこの内容で、各委員は、私は議員になる前ですが、一歩前に進んだのではないかなというふうに、その議事録を見て思っています。

しかし、町議会では、その後ご存知のように、私もそうではありますが、議員の改選で半数が変わって若干間ができたといいますか、それらの論議経過を得て、昨年末に基本計画が決定されましたね。その中で、ちょっと長くなりますけれども、住民説明会の開設のタイミングについては、3月の定例会で多数の議員からも一般会計の予算可決に当たって、町長もみずから出席して、改善などを含めたそういう説明会をきっちりやってくれと、こういうことが附帯決議でされたんです。4月末がグッドタイミングとは言えないかもしれませんが、そういうことであつたと思います。議会の中には、当然考え方も違った方もいらっしゃいますけれども、3月での多数の議員が提出した附帯決議の採決には退席をされて、否決をされたもう一方の附帯決議にだけ参加するという、いわばパフォーマンスみたいな形でやられたのは、ちょっと残念やったなという思いが今でも持っています。こういったことは、よく住民の声を聞きなさいとか、住民の思いを聞きなさいというふうに言われていますけれども、いささか住民の声、住民の思いを単に、表現ちょっと悪くなるかもしれませんが、活用される、そういうような疑念を持たざるを得ないというふうに私は思います。それは、今年の9月12日に建設予定地が議会でオープンにされているのに、3カ月ほどたった12月に入ってから、いろんな広

報の活動を展開されたわけです。だから、実際、町長が再選された2月の町長選挙においても、新庁舎建設も最大公約の中の3つの一つだったわけですが、絶好の論争の場になったはずの機会には、ジェスチャーだけで候補者擁立をされなかった。しかも、説明会には出席しながらでありました。住民の声、住民の思いを大切にするというふうにおっしゃっているけれども、ちょっと実際別のところに思いがあるのではないかなというふうに思われても仕方ないということが言えると思います。

したがって、最初はこういう特定の政党名での動きから、会としての主導になりました。主要メンバーはほぼ同じであります。その点はよくわかりませんが、ある意味、おかげさまで今まで以上に新庁舎建設に対する一層の住民の理解が深まったんじゃないかなと、そういう評価もできるんじゃないかなと。行政は、住民の皆さんへの広報のタイミングやその内容について、反省の余地はあったと思いますし、他の議会でもそういうことを申し上げてきた経過もあります。いずれにしても、こういった経過が、新庁舎の建設を基本構想計画に基づいて、当局には、私は粛々着々と進めていただきたいというふうに思っております。ただ、まだまだスタートを切ったばかりですので、段階的に確認や検討、修正部分も出てくるかと思っておりますけれども、状況によっては住民の皆さんの声もお聞きすることも当然あります。そういうふうに考えておきまして、今こうやって出されている内容について、ちょっと段階が違うんじゃないかなと、既にというふうに思っております。その点についてどうでしょう。

（「段階が違う」と呼ぶ者あり）

- 委員長（垣内秋弘） ちょっと、手挙げて。山本委員。
- 委員（山本 精） 段階が違う。
- 副委員長（松本健治） だから、今、建設の予定地云々ということを行っている時期と段階が違うんじゃないかということです。
- 委員長（垣内秋弘） 山本委員。
- 委員（山本 精） 段階が違うということもあれなんですけれども、しかし、現実的に、確かにいろいろな委員会とか建設委員会とか、議会の調査検討委員会とか、そんなところでかけられて、確かに傍聴も含めてそういう説明会をやってこられたということはわかりますが、しかし、段階というのは、まだ予定地であって、そこに決定したというふうな形で出ているんじゃないかなと皆さんは考えられていると思うんです、請願に出された皆さんが。だからそのところで、まだまだ検討する余地があるんじゃないかと。

（「筋通してしゃべらなわからへん」と呼ぶ者あり）

○委員（山本 精） だから。筋通してって……

（「決定はしたんでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ちょ、ちょっと。

○委員（山本 精） 建設予定地ですよ、まだ予定地ですよ。決定じゃない、建設地じゃないですよ。建設予定地ですよ、まだ。そういうことですよ。だから、今まで再検討してほしいという中身だと思うんですよ。

（「ちょっととめなあかん」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ちょっとよろしいか。今の松本副委員長の問いかけは、今の段階でそういうふうなことを出してどうなのかということなんですよ。それに対して、決定してないとか、いや候補地が予定地とかそんな話じゃなしに、松本副委員長の問いかけにお答え願いたい。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 今の段階でこういうふうな請願書を出すのはおかしいんじゃないかと、建設予定地の再検討をするようなことを言われるのはおかしいんじゃないかということですよ。だから、まだ予定地ですから建設地ということではないですよ。だから、こういうふうな形で出されてきているということだと思います。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） ちょっと長々と説明し過ぎてピントずれたんかもしれませんが、そういう経過をずっと去年の、我々、新議員になったときからも既に半年以上過ぎていくわけです。その間、あの時点からそういうような経過があるわけですよ。そういうことからして、この間3月にこういう一般会計の附帯決議を出して、こういう説明会をやって、こういういろんな段階を踏んできていくわけです。そのときにそのことが採択もされて、私言いましたように、お二人については退席されて、そのとき名を連ねたメンバーのときには退席されているわけです。結果はご存じでしょう。こういうことを経過を経て、今日あるわけですよ。だから、何でまた改めてという感じがする。私もね、1,000名を超えるとおっしゃったけれども、山手線の時だって言いましたように1万3,000人ですわ、あれ、2週間余りで。そんな思いで出してこられたんです。しかし、それぞれはそれぞれの熱い思いがありますから、おっしゃることかもしれませんよ。しかし、ちょっとやっぱり考えていただきたい。その経過を住民の皆さんがご存じで、あなた方についてきているというたらおかしいけれども、そういうようなことになっているのかどうか。ちょっと考えてほしいなど、私はそう思います。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 3月の議会で確かに私たち2人退席させてもらいました。退席した理由が、一つは説明会を早期に開きなさいということですよ。それに対しては、別に私たちは反対することではなかったし、ただ、その中で附帯決議の中に、建設予定地の再検討ということが入っていなかったから、ただそれで退席させてもらいました。だから、そのところは賛成できないかなということで退席させてもらったわけです。そういうことも含めて、その間確かに、松本副委員長も言われるように、この間ずっといろんな形で論議もされてきたし、そうかもしれませんが、だけれども請願を出してこられた方は、やっぱりまだまだ不満がくすぶっているというふうなことだと思うんです。だから出してこられたんだと思うんです。だから、そのところでやっぱりしっかりとそれに応えていく。確かに1,000人要望書が出された、名前を連ねられた方1,000人ですが、やっぱりその人たちの思いもきちっと応えていかなあかんのかなという思いで、請願を出されているんだということだと思います。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） 先ほどから、浅田委員のほうからもいろんなお話があって、松本副委員長のほうからもいろんな話をしてくれました。重複になるかもわからんけれども、3月の定例会、あのときに今西議員さんが提出されたんだと思うんですけれども、新庁舎の建設場所について、町の示された場所には反対で、建設場所の見直しと説明会の開催を求めるといような、この附帯意見を出されましたね。それも今、松本副委員長が言うてはったとおおり、あなたがた2人が、町が進めている建設場所についての説明を求めた附帯決議と、あなた方の出さはった建設場所の見直しの含まれた附帯決議と2つ附帯意見が出たときに、あなた方のほうは賛成がなかったんよね、あなた方2人以外に。そしてそれは否決されたわけや。もう一つ、松本副委員長のほうから出されたその片方のほうは、あなた方が退席をされて、全会一致で採択されたわけやね、これ。ということとは、議会の方向性というのは、ここで完全に確認されているんですわ、庁舎の場所はあの場所でいいということやね、確認をされたんですよ。その中において、請願書を持ってこられたと、請願書を出される方7名の連名で来ていますけれども、この人たちに、あなたは紹介議員として責任を持ってこれを伝えなあかん、そして採択できるようにしていかなあかん、そういう責任があるんやけどね、その辺のことについて、請願を出しても、これこんなもん請願は通らないやろうというように判断するべきやと思います。きのうか何かの新聞に載っていました。これにも請願はしたってだめですと

というようなことを書いてはりましたね、これにも。そのように、請願を出しても、まず採択はされないということをわかりながら、請願者に対して請願を出さなかった7名の方に対して、あなた方どんな説明をされたんですか。僕が言うている意味わかりますか。通らないようなものに、あなた方は紹介議員となられたわけやね。だから、通らへんてというようなことについての説明とか、その辺は十分にしはったんですか。請願持ってきた方々には、どうやってんやと言うたら、いろいろ十分話は聞きましたと言わはってんけどね、その内容についてはどこまであなた方はされたんですか。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） どこまでという中身はあれなんですけれども、確かにあの時点、こういうふうな請願書を出した時点で、この請願が通るかどうかというのは、通らないかもしれないという説明はさせてもろうています。そうやけれども、この請願書を出したい、そういうふうなことをすることに、先ほども松本副委員長が言わはりましたけれども、新庁舎に対しての住民のいろんな思い、意見、新庁舎に対する関心度が高まってくんではないかと問題があるということで、僕たちは紹介議員になったということです。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） 今、そういう請願出しても採択されないだろうとわかりきって出したと今おっしゃいましたね。ということは、これ非常にそういうことをやると、単なる紹介議員のほうがパフォーマンスか何かにかならんように思うんですけれども、それでもよろしいですか。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 別に紹介議員のパフォーマンスとかということではなくて、やっぱり請願を出される方の思いをやっぱりきちっと伝えなあかなという思いのほうが強いです。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） ただ、請願書というものの自体の性格とか、そういうものをもっともっと慎重に扱ってもらわんと、既に3月の定例会で議会としての方向性はあれで決まっていたと思うんですね、確実に。それに対して請願をされる方がいらっしやっているのは当然だと思いますけれども、それに対して紹介議員となる人が、それと同じようになってね、よっしゃ、ほんなら請願、書類さえそろえたらいいんだから、請願書を出しましょうというようなことでやるような、そのことに対して、本当に僕は違和感を覚えるんですわ。

(「おかしいですよ」と呼ぶ者あり)

○委員(田中 修) いやいや。

○委員長(垣内秋弘) ちょっと傍聴席はもう一切私語は謹んでください。次、一言でも言うたら出てもらいますよ。田中委員。

○委員(田中 修) やっぱり、もう議会の方向が決まってあるようなものに、そんな請願出さるのわかるけれども、紹介議員となって、その辺のこともしっかりと請願者に説明をしてやっってはるんやったらいいけれども、できていないと思う、これ。今から思うと、本当にあなた方の宣伝みたいなもんですわ。そのようにしかとれないですね、これ、僕が目から見ていて。そのように思ってもよろしいんか、これ。

○委員長(垣内秋弘) 山本委員。

○委員(山本 精) 今言われたけれども、私たちの宣伝とかそういうことではなくて、やっぱりこういうふうな新庁舎に対する、新庁舎を建てることについては別に皆さんも反対でないし賛成です。その場所がこういう場所であるということについて、やっぱりこの間、説明も含めてあったわけですけども、まだまだ納得できないという部分もあるということで請願を出してこられたと思うんです。それに対して、やっぱり我々応えていかなあかん部分というのがあるわけですよ。だから、そのところで私自身はやっているわけです。宣伝とかそういうことでは全然全くない話です。

○委員長(垣内秋弘) 田中委員。

○委員(田中 修) 今おっしゃっているの、言わはることは、それはあなた方のほうから見たらそれがいいと思って言うてはると思うけれども、やっぱり請願というものの重み、性格、そういうふうなものをもっとしっかりと見てもらいたいと思う。これほんまに議会軽視に当たるで、これは。通りもしやんやつ、そんなものを出してくるねんもん。もっと違う方法で、これをやる方法あったと思うわ。請願という形をとらずに。もっとほかの方法で、今のこの新庁舎の場所について我々は反対しているから、そういふうな方向について住民の方々に知らせるのに、もっと違う方法があったと思う。そやから、この請願というものを、今後十分気をつけて、紹介議員として取り扱いをするようにしてもらいたいということを申し上げて、僕の質問を終わります。以上です。

○委員長(垣内秋弘) 谷口委員。

○委員(谷口重和) もうほとんど出尽くしまして、余り聞くことないんですけども、一つは、山本委員が思われる一番最適な理想の候補地というのはどのあたりか、それを取りあえず教えてください。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 一言で、僕は思うところというのはあると思うんですけども、僕が思うところを言って、そののところでやっても、確かに押しつけみたいになると思うんで、そこで言えないと思うんですけども、僕自身が思っているところは、やっぱり文化センター付近が一番、そのあたりにいろいろなものを集めることもできるし、今やったらそこに集まっていますし、消防署も警察も体育館もグラウンドもあるわけですから、その付近が一番いいのではないかなというふうには考えています。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

それでは、文セン近辺、交番もある、分署もある、あそこに仮に建てたとして、山から来る土石流、水害、災害、今ハザードマップにもあそこはもうイエローゾーンに入っている、それは耐えられますか。そりゃ30年、50年、10年いつ来るかもわからんし、耐えられますか。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 耐えることができるというふうに思います。ハザードマップに入っていないところですよ、まだ、色のところでも。もちろんかさ上げするということも考えられますし、そういうところ辺で考えたらどうかなというふうに思っています。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 一応イエローゾーンには全部入っています、あの地域は。それで仮に、私もいろいろ考えました。かさ上げするということは、どこかからつりないにないなりを持ってきて埋め立てをすると。あなたがいつも言っているように、自然を大事にするとか、守らなだめですとか言うてる当人が、どこかからまた山を削って土を持ってくるとか、それは意に反するのではないですか。答えてください。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） それを言っては、庁舎を新しく建てるということに対して、確かに今言われているところは、現時点でああいうふうな場所になっていますけれども、もともとやっぱり山があって、そういうところやったわけですから、建てる場所はそういう点で、そんなことを言っていけばなくなる。新庁舎を建てなあかんのは確かですし、そののところで山を削られるとか里山、そういうふうになるかどうかわかりませんが、その付近であれば別に問題ないかなというふうには僕は思っています。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） この質問には答えは多分これ以上出ないと思います。

もう一点だけ。もう一つは、この請願書の中に、これ一語一句間違いございませんね。

（「こういうふうな、そうですね」と呼ぶ者あり）

○委員（谷口重和） その中に、豆腐の上に建てるようなもの、これは事実ですね。埋立地に建てるのか、豆腐の上に建てるようなもの、この文章間違いございませんか。

（「そういうふうにした」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ちょっと手を挙げて、1回ずつあれやなしに、名前言うてから言ってくださいよ。山本委員。

○委員（山本 精） このことについては、住民説明会の中で、ある方が言われた言葉ですね。間違いございません。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） この豆腐の上に建てるようなもの、これ詳しく説明願えますか。これ例えが豆腐というのはね。まだしゃべりますよ。絹ごしもありゃ木綿もある、焼き豆腐もある。どんな豆腐の上に建てるんですか。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） それは、その人の思いであって、僕自身はわかりませんが、実際にこの間から新庁舎建設予定地の地質調査のボーリングされたわけですけれども、そのボーリングのN値の結果を見て、そういうふうに思われたんではないかというふうに僕自身は思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） これは当局は理解できますか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 豆腐の上に建てるというのは余りにも極端過ぎて、私どもの通常使う言葉としましても、現状を調べたN値からして、こういう極端な表現の事例というのは、私には理解できかねます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 今、当局も副町長さんが言っておられるように、豆腐の上、その言葉が余りにも極端過ぎる。豆腐ってご存知でしょう、山本委員。そんな土壌ってありますか。沼みたいなものでしょう、豆腐やから。軟弱とかいろんな言葉がありゃあ、それは理解もできますよ。豆腐の上に建てる、これれっきとした請願書でしょう。その中で豆腐の上に建てるって余りにも言葉がおかし過ぎる。思いませんか。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 先ほどからも言っていますように、請願書の中にこういうふうに勝手に書かれたというのは、確かにあると思うんですけども、だから実際、説明会の中でこういうふうに言われていますし、その人がそういうふうに先ほど言うたみたいな形で、全体的に地中のことを考えたときに、このN値から見てそうではないかなというふうに思われたんだというふうに思いますけれども。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） これも、長くやっても一緒やと思いますんで、もうやめときますけれども。今のこの近代化社会において、東京湾、大阪湾、いろいろ埋立地、これは30m、50mどころやありやしません。100も200もあるようなところで埋め立てて、その上にも高層ビルを建てるような技術は日本にはあるんです。それはご存じでしょう。ということは、今のあの地点で、高層ビルでも建てられるんです。それをわかっておられるか、わかっておられないか、ちょっとそれだけ教えてください。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） あそこに高層ビルが建てられるかどうかというのは、それはわかりませんが、実際、やっぱり何本も支柱を埋めて、地震が起きて、今のよう形で揺れてどういうふうになるかというのは、どのぐらいの地震が来て、もちろん今後出してこられると思うんですけども、やっぱり建物の問題もありますけれども、地中の中の問題というのはわかりにくい部分というのはまだまだあると思うんですよ。そりゃ建てるということはできると思います。だから東京でもみんな建てていますけれども、東京のあの辺のところで大きな地震が起きたときにどうなのかというようなことに関して、まだまだ未知数な部分がやっぱりあるんじゃないかと僕自身はそういうふうに考えていますから、建てることはできると思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） よくわかりました。建てることはわかっていただけでした。

今、先ほど山本委員が、文センのあの近辺、理想の場所やおっしゃられたけれども、あそこは土石流はもちろんのこと、水災害ではイエローゾーン、もしかしたらレッドゾーンに入るかもわかりやしません。そこよりも、今、地震云々言われましたね、地震でも高層ビルで埋め立てたところにいっぱい建っていて、これから起きる東南海、もうこの前東日本ありましたけれども。東日本のときも、仙台空港のところで津波には遭いましたけれども、津波で倒れているビルはありました。ある程度の中高層ビルはつかって

も倒れなくて、地震にも傾きもしませんでした。現実には私は見てきました。そういうことで反対するのは私はおかしいと思うんです。ただ、あそこが郊外であるとか、そういう反対ならわかります。山の中、それはわかります。でも、あそこは、建てて、それがおかしいとかそういうこと自体は、今のこの近代日本で技術があつて、それは反対の中の理由にはならないと思うんです。その点どう思われますか。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） そうかもしれませんけれども、その人はそういうふうに思っておられるということですね、説明会で発言された方は。だから、僕自身も確かにそれは技術的に建てるのが困難だということじゃないと思いますし、建てられると思いますけれども、その後のこと、災害時にどういうふうな影響が出るのかわからんし。ただ、先ほども水害の問題言われたけれども、大きな雨が来て、土地が複合災害で、もともとあそこは袋谷というところで水が来るところですから、そここのところではやっぱりその辺のことも考えられるんじゃないかというふうには僕自身は思っています。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） もうこれ以上質問してもまとめられないと思いますのでやめときます。

最後に、一言だけ。請願を出す時期が遅い。これだけはっきり申し上げて、私の質問は終わります。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 請願では、山本委員もまだ半年前のことやから覚えてはるやろうけれども、紹介者になられた請願の内容を、請願者の方がよく理解されていなくて出されたケースありましたね。一応内容はともかく、おわびされましたでしょう。今、るる、こういう請願の内容を聞いていますと、これは誰がつくったんですか、この請願。山本さんがつくったんですか。違うんでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 誰がつくったって、僕がつくったわけではないし、その請願者の人たちが練られてつくられたものだと思いますけれども。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） なぜ申し上げたかという、ちょっと言葉の端々におっと思ふようなことがあったのでお聞きしたのと、それと、やっぱりそういう経過があるわけですよ。議員も、それから当局のメンバーも含めて、みんなそのことはある程度鮮明に覚

えているわけですよ。事と内容は違いますよ。そうやけれども、そういう経過があったんです。これ、でも議長が言うていますように非常に大きなことなんですよ、議会でああいうことがあったこと自体。ねえそうでしょう。

(「そうそう」と呼ぶ者あり)

○副委員長(松本健治) だから、そういう経過もあったんです。だから言うて悪いですがけれども、ある程度おっしゃっていることが請願者の意向だというふうに理解をしますけれども、しかし、この言葉、文言なんかは、住民の声だとか住民の思いを書いているような請願の形になっていますわね。こういう形式でやられると、ちょっと谷口委員がおっしゃったような疑念、感じを抱かざるを得ない。それが半年前の経過からですわ、それは。

もう1点。拠点については、やっぱり307を挟んで、今、北にそういう部分が多い。だから、南の地点でそういうバランスも、私はこの新庁舎の場所についてはあるんじゃないかなというふうに思っています。だから、その点についてはどう思いますか。

○委員長(垣内秋弘) 山本委員。

○委員(山本 精) それは僕の思いということですか、じゃなくて。

(「いやいや、こうやって出してるんやから」と呼ぶ者あり)

○委員(山本 精) 307から南のいろんな場所、もちろん検討に値するところは僕はあると思います。

○委員長(垣内秋弘) 松本副委員長。

○副委員長(松本健治) 南がそういうこともあると、それも大事なことやということですか。うん。

それと、請願に対して、さっきの話、感じどうですか。そういう重みについて。

12月のああいう問題あって、おわびされて、またこうやって出されているわけですよ。

○委員長(垣内秋弘) 山本委員。

○委員(山本 精) もちろん、あのときもそうやし、請願者の人たちが確かにちょっと問題ありましたけれども、今回に関して言うても、やっぱりしっかりと請願者の人たちがこういうふうに練られて持って来られた、7人の方が練られて持ってこられた請願書ですから、やっぱりそれに応えなあかんなあというふうに思い、やっぱり物すごい強い。ですから、先ほど、あのときと12月のことやと思いますが、そのこととはまた違う、請願者の人たちがきちっと出してこられた。この間もそうですけれどもと思いますけれども。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） ちょっとさっき会場から、請願権はどうやのという話もありましたけれども、そういう思いがあるんなら、ああいうことが普通は起こらないわけですよ。だから、私は議長もおっしゃったように、請願の重みを理解して対応してくださいよということをおっしゃったんです。その点が、こういう段階でまた、この間1段階、3月の時点である程度終わっているんじゃないですか。それにまたこういう形で出されていること自体が本当にきちっと理解されて、説明されて、こうしてあなたが今この場に立ってんのかなと、ああ、座ってんのか。こう出席されているのかなと、そういう疑念が湧くということです。そのことは申し上げておきます。

○委員長（垣内秋弘） 今、さまざまな委員から質疑があったわけですが、あとこれだけは質問しておきたいというようなことはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） それでは、ないようでしたら、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

請願第1号、宇治田原町新庁舎建設予定地に対する請願書の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手少数。よって請願第1号、宇治田原町新庁舎建設予定地に関する請願書は不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第2号、新庁舎の早期実現を求める請願書を議題といたします。

本件につきましては、森田市治氏と中嶋忠男氏の2名が請願者であり、提出されたものであります。浅田議員と藤本議員が紹介議員となっております。請願書の写しは既に配付しているとおりであります。

それでは、審査に入ります。

まず、本請願書の紹介議員となっております浅田議員のほうから、趣旨等について

説明を求めます。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） それでは、新庁舎の早期実現を求める請願書について、請願趣旨の紹介並びに説明を行います。

請願書提出者は、さきの新庁舎建設予定地の説明会において、さまざまな反対意見があったことから、建設がおくれることを大変危惧されており、今回、早期実現に向け、請願書を提出されたものでございます。

現庁舎は、老朽化により耐震診断で著しく耐震性に劣ると指摘されていること、田原川浸水想定区域内に位置していることから、現庁舎は防災拠点、災害対策活動拠点として機能不全に陥ることが想定され、大変心配しておられます。また、現庁舎のスペース不足により、住民の相談等に対応する場所がなく、住民等のプライバシーを確保することや、執務効率、セキュリティーにも影響が出ているのではないかと、バリアフリー面でも課題があり、利用者に優しくない建物でもある。このようなことから、新庁舎建設位置については、さまざまな意見はあるが、第5次まちづくり総合計画や庁舎建設委員会、議会の提言に沿っていること、新名神高速道路や宇治田原山手線の開通を見据えたまちづくりに合致し、経済効果にもすぐれた場所であると判断するところであり、現庁舎の施設状況を鑑み、住民と将来における明るく夢のある宇治田原町実現のためにも、請願事項の賛同を議員各位にお願いしたいと、新庁舎の早期実現を求め請願されたものでございます。

請願事項につきましては、1. 住民の拠り所となる役場庁舎の危機管理面での不安を払しょくするため早期の新庁舎整備を求めます。2. 私たち住民にとって、シンボルの新庁舎整備は、喫緊の課題であり町が示す方針どおりの整備を求めます。以上でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、新庁舎の早期実現を求める請願書の紹介並びに説明を終わります。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ただいまの趣旨説明について、何かお聞きになりたいことはございますか。山本委員。

○委員（山本 精） 今、説明を受けたわけですがけれども、請願事項の1についてはやっぱり今の庁舎が老朽化もしているし耐震性もないということで、再整備賛成です。2番目の、このことについて、確かに町が示す方針どおりの整備を進めますということであるんですけども、先ほども言いましたけれども1,000人以上の町民の再検討を求める声があるんですけども、それについてはどう考えておられますか。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 新庁舎建設位置につきましては、新名神高速道路、それから宇治田原山手線の開通を見据えたまちづくりという観点から、宇治田原山手線に関しましては、署名も1万数千というようなことで聞いております。そのような状況下において、この場所で建設するのが適当ではないかと、私はそのように考えて賛同し、紹介をいたしております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 先ほども、山手線に関して1万数千人の方の賛同、要望があつて出されたと、確かにそういうふう理解しています。そうやけれども、その中身に新庁舎が入っていたかどうかというのは、まだまだ僕自身は疑問に思っています。なおかつ、先ほども前回の新庁舎調査検討委員会の中で浅田さんが言われましたけれども、湯屋谷から来て、あの場所にそういうふうな大きな公園ができることも、新庁舎ができることも皆さん大変喜んでおられるというふうにお聞きしました。しかし、私の耳に入った、少数かもしれませんが、やっぱりあんな場所は行きにくいというふうな意見も聞いております。それに対してはどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 有事の際は、バス等なかなか行けない可能性もありますけれども、ただ広い場所が確保できる、そこに行けば何とかなる、新庁舎の横に広い防災公園がある、あそこに行けば何とかなるということでございます。ですから、そういう場所が確保できない、そういうところに新庁舎を建設するというのは、まことにもって私のほうから言わせたら、ナンセンスでございます。やはり、私の地元である湯屋谷は土砂災害が起こる危険性が大きでございます。そういうところから避難所となる広い公園、広い場所を確保していただきたい、これは切なる住民の皆さんの思いでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 今、日常的にそんな場所が必要なのかということやと思うんです。確かに防災公園として広いところが必要かもしれませんが、やっぱり浅田さんが言われたことは、災害時のことですね。そうですね。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 災害時のお話をしているんで、災害時について答えました。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） もちろんどういふ災害が起こるかもしれませんけれども、今の新しい予定地に行くということも含めて、先ほども言いましたけれども、行けるかどうかわからないというふうなことも言われましたけれども、そのときにそのバスが通っているかどうか、歩いていかなあかんのかどうか、いろんなことがあると思います。そういうことを考えても、もう少しやっぱり近くに、もっと近くにあるほうがいいんじゃないかなというふうには、行きやすいところ、そりゃ、そのときにどうなるか、もちろんわからないと思いますけれども、ふだんやっぱりそういう行きやすいところにあるというのは必要じゃないかなと僕自身は考えています。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 湯屋谷からここへ避難していこうとするならば、そういう浸水地域を通過して行かなければいけません。ただ、湯屋谷で何かあれば、自主防災の訓練でもやっていますけれども、一次災害の拠点になる公民館へ避難したりとかして、それからの移動、二、三日たってからの移動であろうかと思えますし、それまでに何らかの手だてがあろうかとは思いますが、山の高台から逃げるということになれば、中畑という道があります。工業団地の上のほうに通じる道ですね。中畑というところからおりていけば、それこそ歩いてでも逃げられる、新庁舎ができたなら、または新庁舎ができることで山手線を早く開通しようと京都府の知事はおっしゃっています。そうしたら、その道を通じて行けるわけです。危ないところを通らなくても済むわけなんです。これは本当に湯屋谷の住民、区民にとっては重要なことであります。そのあたりをちょっと考えたいなと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） そのことについてはわかりました。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

請願第2号、新庁舎の早期実現を求める請願書の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手多数。よって請願第2号、新庁舎の早期実現を求める請願書は採択すべきものと決しました。

以上で日程第3、請願についてを終了いたします。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、付託議案とあわせ、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の平成29年度京都府土木事業実施予定概要についてを説明を求めます。野田建設事業部長。

○建設事業部長(野田泰生) それでは、平成29年度の京都府土木事業実施予定概要につきまして、配付させていただきました資料によりましてご説明申し上げます。

資料のほう1枚目が一覧表となっております、次ページには箇所図を参考につけております。あわせて参考に見ていただきたいと位置図のほうは思います。

それでは、一覧表のほうで説明のほうをさせていただきます。

まずは、道路事業分でございます。

①の国道307号、奥山田バイパスのほうでございますけれども、今年度は2号橋といいまして、奥山田の会館よりも少し滋賀県方面に行ったところでございますけれども、そちらの道路橋の上部工とのり面工事を予定されております。

続きまして、②の郷之口地内の国道307号でございますが、こちらは新名神高速道路(仮称)宇治田原インターチェンジへのアクセス道路となるものでございまして、国道307号からインターの料金所までの区間、こちらのほうが京都府負担分となっております、今年度はこちらのほうの用地測量約230mを実施予定とされております。

③の国道307号、宇治田原山手線でございますが、現在、供用しております宇治木屋南バイパスから新庁舎建設予定地付近の町道第1南北線までの区間で、今年度におきましては、路線測量約900mを実施される予定でございます。

④宇治木屋線(犬打峠)のほうでございますが、宇治田原町の南地域から和束町別所地内まで約3.6キロのトンネル等道路改良をするものでございまして、今年度は測量、

地質調査を予定されております。

⑤の郷之口地内の宇治木屋線でございますけれども、昨年度に宵待橋手前で人頭大の大きさの落石があった箇所でございますけれども、そちらにつきまして、今年度は調査を行いまして、転石の除去とのり面対策工を実施される予定でございます。

⑥の大津南郷宇治線でございますが、宵待橋を滋賀県方面に渡った高尾地内のところとなりまして、継続実施されております危険箇所ののり面対策工を今年度も予定されております。

⑦の国道307号、奥山田地区でございますけれども、こちらのほうは舗装の修繕工事でありまして、今年度は奥山田地区内を予定されております。

⑧の大津南郷宇治線高尾地区でございますが、こちらにも舗装修繕工事でありまして、宵待橋のところを少し宇治方面に行ったところの箇所を予定されております。

⑨の宇治田原大石東線禅定寺地区でございますが、道路拡幅改良工事で、禅定寺会館のところまで現在供用しておりますけれども、その続きとなる区間で、今年度は用地補償のほうを予定されております。

⑩の宇治木屋線南地区でございますけれども、南地内の現道の宇治木屋線の改良を行うもので、森本工業所の手前、京谷造園さんとかございます、その辺付近の道路改良を予定されておまして、今年度はそちらの用地補償を予定されております。

⑪の茶いくるライン整備事業でございますけれども、こちらは「お茶の京都」を契機に、府南部山城地域の日本遺産認定の拠点を自転車で周遊するルートが設定されておまして、その誘導ラインや案内看板等を整備するものでございまして、府管理道路分約60kmございまして、今年度からその60kmを継続的に実施される予定でございます。今年度の施工箇所につきましては、これから決定されると聞いております。なお、当該事業に関連しましては、本町でも湯屋谷地区内の町道のほうで同じ事業を実施したいと考えております。

次に、砂防事業分でございます。

⑫となっておまして、湯屋谷地区の中ノ谷川でございますけれども、こちらのほうは平成34年度完成予定で実施されている中谷での上流での砂防堰堤を整備する事業でございます。今年度は、昨年度に続き管理用通路の築造を予定されております。

次に、河川事業分でございます。

⑬奥山田地区の里川でございますけれども、里川のほうで継続実施されているものでございまして、傷んでいる護岸の改修工事を予定されております。

最後に、農林事業分でございます。

⑭湯屋谷地区の大福茶園でございますが、こちら平成27年度から平成31年度完成予定で継続実施されている茶園の再造成でございますが、今年度は農地造成工事を予定されております。

最後、⑮湯屋谷地区の蛭ヶ谷でございますけれども、当該事業につきましては、今年度から新たに着手いただく治山事業でありまして、中谷の蛭ヶ谷地区の山林の溪流に、その谷に堆積しております土砂の流出を防ぐため、治山ダム3基設置を予定されております。場所といたしましては、おおむね、中谷の木谷製茶場さんの向かいの谷のようなどころへんの場所とさせていただいたらと思います。

以上が京都府事業の概要の説明となります。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これにて質疑を終了いたします。

続いて、普通建設事業交付金等決定状況について説明を求めます。野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） それでは、続きまして、普通建設事業交付金等の決定状況といたしまして、資料のほう1枚ものでございますけれども、用意させていただきましたので、そちらのほうで説明させていただきます。

建設事業部が所管いたします3つの課、今回はプロジェクト推進課、建設環境課、上下水道課、こちらの交付金事業の内定の状況のほうを、こちらでご報告させていただきます。

まず、すみません番号を打っていませんけれども1行目のところがプロジェクト推進課所管となりまして、宇治田原山手線整備事業でございますけれども、当初予算3,000万円に対しまして、事業費9,566万2,000円、対予算比率約319%となりました。当該事業につきましては、緑苑坂以北の宇治田原山手北線でございますが、平成28年度から31年度までの期間でネクスコに工事委託の協定を締結しているもので、今回、この追加内示分につきましても、追加の補正を計上、今回の議会でさせていただいております。

続いて、建設環境課所管分、ここから5件分になりますけれども、まず一つ目といたしまして、2行目、新市街地連絡道路整備事業でございますけれども、当初予算500万円に対しまして、満額100%の内示となりまして、当該事業につきましては

第1南北線未施工分の詳細設計と予定しております。

次に、3行目になりますけれども、道路施設長寿命化修繕事業（橋梁修繕）となっております。こちらのほう予算額2,000万円に対しまして、事業費528万円、対予算比率26.4%となりました。当該事業につきましては、長寿命化計画に基づく荒木橋の修繕工事でございます。平成28年度実施の続きとなるものでございます。なお、内示がなかった交付金分につきましては、起債に財源を振りかえまして、事業執行をする予定でございます。

次に、4行目の同じく橋梁点検のほうでございますけれども、こちらは予算額2,000万円に対しまして事業費4,000万円、対予算比200%となりました。当該事業につきましても、長寿命化計画に基づく橋梁の点検を行っているものでございまして、今回の追加内示により、町内未点検の橋梁118橋ございまして、こちら全ての点検を行いたいと考えております。こちらにつきましても、今回の議会で追加計上のほう補正予算上げさせていただいております。

次に、5行目になりますけれども、こちらのほうも同じく長寿命化の関係の舗装となりまして、予算額1,000万円に対しまして事業費60万円、対予算比6%と極端に少ないような状況でございます。当該事業につきましても、長寿命化計画に基づく舗装修繕で、内示がなかった交付金につきましては、起債に財源を振りかえを一旦させていただきまして、事業執行につきましては、今年度執行が必要な箇所をよく精査いたしまして、必要最小限の施工にとどめたいと考えております。

次に、下から2行目になりますけれども、地積調査事業でございます。昨年度の12月議会におきまして、平成29年度分の前倒しといたしまして追加補正をお願いしておりましたもので、今年度当初予算では予算計上していなかった状況でございますけれども、事業費100万円ということで内示がありましたので、今回追加補正のほうも計上させていただいております。こちらにつきましては、現在発注している地積調査に追加して執行したいと考えております。

最後、上下水道課所管分でございます。

公共下水道（管渠）整備事業でございますけれども、当初予算1億8,000万円に対しまして事業費1億4,400万円、対予算比80%となりました。内示がなかった事業分につきましては、免責箇所を縮小するか事業執行する中で検討をしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 特にないようでございます。

これにて質疑を終了いたします。

続いて、宇治田原町地球温暖化防止実行計画の達成状況及び計画策定について説明を求めます。垣内建設環境課長。

○建設環境課長(垣内清文) それでは、お手元の資料、まずA3、横長の折っている資料でございます。地球温暖化防止実行計画事務事業編、第2期の進捗状況でございます。

こちらにつきましては、4月の委員会でも同じようなもの、まだ3月の数字が入っておりませんでしたので、今回最終の報告をさせていただきます。

当初27年度では、達成できておりました総排出量につきましては、昨年度28年度につきましては、未達成ということで達成することができませんでした。その要因と考えられますのが、電気それからOA用紙の未達成となったことはもちろんでございますけれども、昨年夏の真夏日が、その前の年を大きく上回っていたり、この冬も非常に寒く、雪が続いておりました。こういったことで電気代それから灯油の使用量が非常に多かったことが原因というふうに考えております。特に、事務方によります超過勤務が非常に多く、エアコンの使用量が増加していることが非常に大きいというのを分析したところでございます。

また、この一番下を書いております一般廃棄物の排出量、これにつきましては機構改革などによります廃棄物の量等々もでございますけれども、28年度はボランティアのごみも非常に多く、この中に含んでおりますので、ここが一般廃棄物の量として計上することになりましたので、少し多くなっております。

いずれにしましても、電気ですとか用紙、灯油、事務事業の量により左右されている現状が、単なる時短による削減が非常に難しくなってきたのが現状でございます。事務の見直しとともに、こうした地球温暖化防止に伴います温室効果ガスの排出量を抑えることも我々の責務というふうに考えておりますので、今後も前向きに取り組んでまいりたいと存じます。

そこで、この続きになるんですけれども、次にあります29年度から第3期として新たに実行計画を策定いたしました。お手元に第3期分の実行計画の冊子をお配りさせていただきました。これについての内容は3月ないし4月でも一部ご説明をさせていただきましたけれども、最終の28年度末の数字が入りまして、今回、最終策定ができました

ものでございますので、ご報告をさせていただきます。

まず、計画期間でございますけれども、今年度から平成33年度までの5年間となります。基準値につきましては、第2期の最終年度でございます平成28年度の実績値を採用いたします。ただし、達成できていない項目、例えば電気とか灯油もございます。これらにつきましては、本来達成すべきだった目標値、これを基準値としたいというふうに考えております。

また、2015年パリ協定、これに基づきます2030年度の26%削減、対比は2013年から2030年度までの26%削減という温室効果ガス排出量の削減の中期目標、これもこの事務事業費の中に沿った形で、基準として書いております。

それと、ここ重要になるんですけれども、このお手元のA4の一番下のところ、この表に除外項目なしとして、ここに基準値、削減率、目標というふうに数字を書かせていただいておりますけれども、この基準になりますところ、除外項目なしでこの第3期分をしたいということになります。実は、第2期のところで除外をしていた、例えば調理場のガスの使用量ですとか、文化センターでの電気使用量、これは抑えることが必要ではないという判断を当初はしていたんですけれども、議会のほうからも昨年度指摘をいただきまして、全ての施設の項目について、事務事業編としてすべきであるということから、今年度から除外項目はなしとしております。ですので、そういったことも含めました数字を持っていますので、前年度の基準値よりは多くなっているものがございます。電気の使用量でありますとか、それからガスの使用量、こういったものは数字的に多くなっているのはそういうことでございますので、確認をしておいてください。

それと、今期間中、いわゆる33年度までに、役場庁舎の新築移転を予定しております。そのために、エネルギーの使用環境が非常に大きく変わってまいります。そうなりますと、この基準値の数字すらも、先ほどの除外項目があるなしにかかわらず、まず分母の数字が変わってまいりますので、それについては適宜見直しを図っていきたいというふうに考えております。以上、この表のように除外項目をなくすことで、今年度の達成値について基準値、若干2期目とは違っておるんですけれども、この目標に向かって今後も進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） これは、質問でもなく要望として。

議会のほうも用紙、いろいろと少なくするように頑張りますので、当局のほうもでき

る限り頑張っていたきたいとお願いをしておきます。以上です。

(「ちょっとだけ、一言だけ」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 田中委員。

○委員(田中 修) 議会関連でOA用紙、これ24年から25年にかけてぐらい、一気にばんとふえましたね。結局、議会の活性化がしっかり行われてまいったのと、そしてそのためにいろんなデータであるとか資料であるとか、それから会議もふえましたので、かなりふえたと思います。今後また、これにつきましては、なるべく数量が下がるように我々も頑張っていけないかと思っていますし、またタブレットとかそういうようなもののほうにも研究をしてみたいと思います。その辺についてはまた、いろいろ資料なりつくっていただけたら結構かと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○委員長(垣内秋弘) 松本副委員長。

○副委員長(松本健治) 垣内課長から、ちょっとほかはいいんですけども、気になったのはボランティアの量が非常に多くなっていますねと、これはええ意味で言わはったんでしょうが、この内容から見たら、どっちか言うたらしんどい話になりますけれども、これはやっぱりある程度理解をしてもらわんと、できるだけ頑張っしてほしいということを皆さんには言うているわけですから、それはちょっと。

○委員長(垣内秋弘) 垣内課長。

○建設環境課長(垣内清文) もちろん別に悪い意味で申し上げたわけではございません。あくまでも事務事業編で、かつ過去のデータから、役場から出たごみとして衛管に持っていつている分を計上しておりますので、ボランティアも入っていたという経過をご説明申し上げただけで、今後は、事務事業に関するものだけにするために、実はボランティアごみと区別しようと思っています。ですから、ボランティアごみは当然我々が引き受けて、町の一般ごみとして出すんですけども、この事務事業編の数字の基準のところに載せないようにしていこうという意味で申し上げたところです。言い方がややこしくて申しわけございません。ボランティアの方々には日ごろからお世話になっておまして、それに対しては敬意を表しておりますし、それについて受け取らないとかそういうことではないので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長(垣内秋弘) 松本副委員長。

○副委員長(松本健治) 了解しました。ただ、ちょっとやりとりの中で、何か拒否されているようなイメージで受け取られる、過去にありましたので、そういうことのないようにしていただけたら結構です。よろしくお願いします。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

続いて、ごみ排出量の平成28年度実績について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、平成28年度のごみの排出量につきまして、表の中をもってご説明申し上げたいと思います。

これにつきましても、平成28年度末3月の数字を入れたものでございます。結果からしますと、ごみの量、トータル2,108.29トン、実際にはこれもちよっとややこしいんですけども、これ環境保全計画のほうであります。これ第2期になりますので、第2期環境保全計画の目標値と比較しますと、この右の下の表にございます目標値2,062トンに対して2,108でございますので、約2.2%まだ目標に達成できておらないと。また同じように、1人1日当たりのごみの排出量は576グラムに対しまして613グラム、6.4%もふえておりますので、まだこれも達成できておらないということになります。ただ27年度、下の表の下を見ていただきますと、そこからは若干微減でございます。ただ、同様に人口のほうも減っておりますので、実績値の中にあります1人1日当たりの量も若干減っておりますものの、全体的な量が、絶対量が減っているという解釈をしております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 質疑はないようございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、町営バスのPRについて説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、町営バスPR事業につきまして、お手元資料に基づいてご説明申し上げます。

まず、事前に配付させていただきましたこのうちわ、それからティッシュでございます。この表の中にもございますように、ポケットティッシュ、それからうちわのほうを当初予算の中で作成しました。このティッシュとかうちわ、どなたに配るかというところもございますけれども、やはり人のお集まりいただくような、例えばサンフレッシュ、フレンドマートなどのスーパーですとか、商店街さんなどで置かせていただくことももちろんですし、今後イベント等がございましたら、その中でも配っていったり配布をし

たりしたいと思います。後でまた申し上げますけれども、小学校でのモビリティマネジメント教室もごございますので、小学生の方全員にはお配りできるように、現在のところ考えております。

このうちわについては、山手線なんかもうちわをさせていただいたりとか、いろいろとやはり、皆さんお手元にとっていただいて、重宝をされることもございますので、こういった啓発グッズを作成しております。

それと、このティッシュの中、QRコードというんですけども、これ実はスマートフォンとかかざしますと、ここに時刻表がぽっと出てくるようになります。今後、いろんな方に使っていただくということですので、高齢の方だけでなく、例えばお子さんですとかいう方々ですと、割とスマートフォンも手軽にお使いですので、その方々が見ていただければ時刻表なんかもわかりやすいんじゃないかということで入れさせてもらっております。

それから、2番目になります。小学生を対象にしたモビリティマネジメント教室の開催を実施いたします。対象は小学3年生でございます。田原小学校、宇治田原小学校の児童を宇治田原小学校のほうで一緒に教室として実施いたします。通常、今、京阪さん運行されております路線バス、それと本町の町営バスになりますこちらにありますなごみ号と茶ッピー号、この両方を宇治田原小学校のグラウンドの中に持ち込ませていただきますまして、まずはバスの乗り方、それから「バスって」というふうな授業として、いろんなお子さん向けのスライドを通してお勉強をしていただくこうと考えております。これをもってバスの乗り方を知ってもらうことだけでなく、興味を持っていただいて、実際にバスを利用していただきたいと。それはもちろん町営バスの利用促進もあるんですけども、いわゆる路線バスの利用についても、ぜひとも乗っていただきたいと。ちょうど小学生3年生ですと、そういったまちのことという授業をされておるということで、学校と相談して、3年生の授業の中に組み込ませていただいたところでございます。

今、思っております8月は、8月1日での福祉バスから町営バスに移行を考えておりますので、日程としましては7月13日、ちょうど夏休み前ぐらいになります。ちょっと非常に暑い時期ではあるんですけども、この時期に学校との相談の中で決定させていただきました。ですので、バスを3台学校にお持ちさせていただいて、子どもたちにも実際乗っていただくというふうな体験のできる授業としたいというふうに考えております。

それと1枚めくっていただきまして3番目、バス停サインの設置でございます。

この黄色いのぼり旗といいますか布で作成したいと思っておりますが、今現在、この福祉バスなんですけれども、そのバス停には目印となるバス停のサインがございません。今後、誰でもご利用していただけるということになれば、本町に初めて来られた方でも、ここにバス停があるんだなとかということがわかるようにという意味で、バス停のところに何か目印が必要だということで、このデザインでのサインを作成しようと考えております。ただ、通常、バス停というのは標柱をイメージされると思うんですけれども、現在これのぼり旗、手軽に移動もできるんですが、といいますのは、今後、バスのルートの見直し、それからバス停の位置の見直し等々で変更することを視野に入れております。ということで現段階で簡易的なものということでこういう型にさせてもらっております。もちろん、これも永久に使うということではございませんので、またこれについては適宜、修正を加えたり変更したりして進めていきたいというふうに考えております。色につきましては、わかりやすいようにインパクトのある色ということで黄色を選びました。この黄色の幕の中に、ちょっと見にくいですが、南ルートは茶ッピー号、うちわでいうたらこちら側、白いハイエースのほうになります。こちらになっております。この絵でいいますと一番上になりますけれども、南ルートと茶ッピー号の絵を左上に入れております。同様に北ルートはなごみ号、緑色のポンチョという小さいマイクロバスタイプになるんですけれども、こちらの絵を入れております。ですから、このバスが来たらという意味がわかるように、目で見てもわかるようにしております。3段目、一番下は、両方のバスがとまるバス停、維中前ですとか文化センターあたりはそれになります。ということで、それぞれのバス停にこれを置いておこうというふうに考えております。これらについては、補正の中で進めていきますので、今後の作成になります。

それと四つ目、町営バス啓発グッズの作成、同様にこのうちわとかと同じようにも考えておるんですけれども、まず時刻表とかポスター、それからPRのためにやはり啓発用のポスターがちょっとまだ現在作成中でございます。これを作成すること、それと啓発グッズの第2弾としまして木製コースターや缶バッジ、これにつきましては、実際には補正後となりますので、8月以降に皆さんにまたお配りするよう形になろうかと思っております。これについては、また今後作成し、ものができてまいりましたらご披露させていただきたいというふうに考えております。

こうしたことで、通常今まで乗っておられなかった方、ご存じない方に知っていただくことで、1人でも多くの方にご利用いただきたいというふうに考えておるものでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） これは先々のお願いかも知れませんが、一応バス停が決定した時点では、ちょっとした雨をしのげるような屋根、今、京阪宇治交通は、ほとんどバス停ができて、喜ぶか喜ばんかそりゃわかりませんが、これは町営で走らせるためには、やはり簡易的なちょっと雨をしのげるようなものがあつたらどうかと。今、やるかやらんか、それだけでもお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） ちょっと今の段階ではまだそこは考えておりません。といいますのが、今現在、実は自由乗降という形もとらせてもらっておりまして、確実にここというところを決めていないのが逆にメリットではあつたんですけども、わかりにくいのでバス停を決めていこうと。もう一つ、今副議長おっしゃられましたように、できるだけ雨をしのげる場所を探したいと実は思っているんです。バス停として、京阪さんがやっておられるようなあそこまで立派なもので、例えば道路のレーンを設けますとか、ちょっとそこまでは実はなかなか難しいんで、できるだけ簡易的にはなるんですが、例えば屋根の近くのところとか、例えば役場の前なんかでもそうです。役場の前で待っていただいて、バスが来るなというときには出て行っていただくようにという形で今は考えております。ただ、おっしゃられますように、場所によっては、必要などころについてはまた検討はしていかないとお思いますので、それは今後また考えていきたいとお思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それはよろしくお願いを申しておきます。

それと、今ちょっと気づいたんですけども、このコードですね、スマホを当てると時刻表が出る、これティッシュもすぐ使い捨てやから、これも持って歩けないと、ですから、最近若い人なり老人にしたって、カードケース、財布ぐらいみんな持っておりますわね。だから、カードで時刻表がわかるような、そういうふうなものを配布するなり、要望があれば要望ただけでも提供するとか、それもちょっと考えてもらってはと思いますが、いかがですか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今、ものはないんですけども、従来、時刻表のA3サイズで折り曲げて大体これよりちょっと大きいぐらいのサイズになる時刻表を役場のほう

でご用意しています。それを皆さんにお渡しするようにしているんですけども、ちょっとまたいろいろ、それは今後考えていきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 検討する余地があったら、検討をお願いしたいと思います。以上です。終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の熊目撃情報から現在までの経過について説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。6月4日の熊の目撃ということで、時系列に私どものほうに通報されたときから一応記載させていただき、資料のほうをつくらせていただきました。これについて説明をさせていただきます。

6月5日、12時30分に熊の目撃情報の通報ということで南地域在住の男性の方が南バイパス散歩中に目撃されたことを役場のほうに通報がありました。それを聞き、同日1時に京都府へ連絡、また対応について協議するため連絡をさせていただきました。それで、京都府からの回答といたしましては、近隣市町村では今のところそういう目撃情報はないということでした。

次に、1時30分に目撃者宅へ伺って、事情を聞くためにお伺いさせていただきました。当日は本人さん不在で、奥さんがおられましたので、ご主人の連絡先を聞いて確認をさせていただいたところでございます。それで、その帰り、南バイパスで目撃されたと思う現場を確認、町の職員が行きました。熊の痕跡というのはなかったでございます。

それと、14時15分、目撃者の現状確認ということで、目撃者の方と電話連絡がとれましたので、日時、場所、それと熊の大きさとかその辺を聴取いたしましたので、そのことを14時30分に京都府のほうへ連絡第2報を入れさせていただきました。京都府においては、京都市内でも北部では個体群の生息が確認されているため、目撃情報も多いため、注意喚起を実施しているということでございます。宇治田原町の場合は、1回目撃されたということで、町が注意喚起を必要とする判断なら注意喚起をしてもいいということでした。

次に、14時45分、即その後、猟友会のほうへパトロールの依頼をお願いいたしま

した。目撃現場付近で熊の痕跡の確認とパトロールを依頼したということでございます。

次に、15時、猟友会によるパトロールということで、熊が横断したとみられる場所を特定し、現地確認及びパトロールを実施していただきました。その結果、熊の痕跡は確認されていないということでございます。

次のページに入りまして、19時30分、目撃されたということで、交番のほうへ情報提供ということでパトロールの依頼、パトロールの回数をふやしてほしいということをお願いにまいりました。翌朝にパトロールを実施、府警の生活安全課のほうへも情報提供をしておくということでございました。5日の日は目撃情報が1件であり、情報に基づき熊の痕跡を調査したが確認できるものがなかったため、府のマニュアルを参考にし、住民への注意喚起はせず、情報収集を優先事項とし、住民の注意喚起は翌日以降の判断といたしましたということでございます。

次に、6日火曜日の午前4時半、これは現場近くのパトロールを実施いたしました。その近隣の山へも入ってみましたが、熊の痕跡はなかったということでございます。

同日8時30分からパトロール、猟友会におかれましても目撃エリアから広げてパトロールを実施していただきました。特に異常はなかったということでございました。

それと、午後1時45分、京都府への連絡ということで、京都府にこれまでのパトロール結果等を報告いたしました。

次に、14時、町の部長会を開催していただき、これまでの対応を報告し、住民への注意喚起及び学校への周知について協議をさせていただきました。協議結果は、熊の痕跡等の確認はないですけれども、目撃情報の信ぴょう性は高いとして、注意喚起及び学校周知を行うことで決定していただきました。

次に、14時20分、これは教育委員会のほうの対応ということで、小学校等での対応、小学校では集団下校、保護者宛ての熊の目撃情報の文書配布、保護者宛てで上記メールを発信、それと中学校には生徒に対し注意喚起、まとまって帰るよう指導、下校時間帯に教員によるパトロールを実施、それとうぐいす幼稚園には注意喚起を連絡するということがございました。保育所での対応は保護者宛てに熊の目撃情報の提供ビラを張り出しました。

次に、15時30分、関係機関への周知ということで、近隣市町に情報提供をいたしました。町内では森林組合、工業団地管理組合、JA、また地方紙ということで洛南タイムスさん、城南新報さんに情報提供をさせていただきました。同時刻に、ホームページの掲載並びに産業観光課のフェイスブックにも掲載させていただきました。熊の目撃

情報の内容をホームページで周知ということでございます。

次のページに移らせていただきまして、6月7日水曜日でございます。午前4時半、パトロール、町職員ということで目撃箇所を中心に、また前日と同じように回らせていただきました。

午前7時、パトロール、町職員ということで、これ郷之口、荒木、銘城台、南、岩山、立川地区を実施いたしました。熊の形跡は特になかったということでございます。

次に、猟友会の体制としましては、近隣の猟友会と連携し、熊に関する情報の共有を中心に行っていただくということ。また、熊の捕獲となった場合に備え、捕獲体制を整理しておくということで調整のほうをお願いいたしておりました。

次に、9時半、臨時校長会ということで、これは町の学校の校長先生にお集まりいただき、協議内容は町の広報、取り組みの状況の確認、今後の予定、集団下校の実施期間期日等を話し合っていたいております。

次に、10時に広報車による情報提供ということで、目撃地域の近隣から歩く範囲と見て、南、銘城台、郷之口、立川地区を広報車3台で熊の目撃情報を周知いたしました。

次に、11時50分、熊の目撃情報の周知の看板、南バイパスにおいて熊の目撃情報、4カ所に看板を設置いたしました。注意喚起でございます。

それと、13時30分、広報車による情報提供ということで、午前の地区に加え、また他の地域も3台の車で情報を周知いたしました。

次に、15時30分、役場だより（熊の目撃情報）発送ということで、8日に熊の目撃情報を役場だよりに新聞折り込みするため、折り込み対象外の600世帯に対し、役場だよりを発送いたしました。

次に、8日午前4時半、目撃者と現地立ち会いということで、現地の立ち会いを最終、目撃者とさせていただきます。先に電話で聞いた内容と同じことでございます。

それと、朝5時、それからパトロールに移ったということです。特に異常はございませんでした。

次に、7時ごろ、熊の目撃情報の新聞折り込みということで、熊に遭遇した場合の対応とか注意喚起ということで、新聞折り込みに入れさせていただいております。

それと18時50分、町のホームページの情報更新ということで、熊の確認等はなく、異常がない旨を更新するということで、以降状況に変化があれば、情報を更新することといたしました。

それと6月9日以降の対応は、パトロールの実施、猟友会と連携し情報の収集、また

捕獲が必要となった場合の体制はとっているということでございました。

今後の予定といたしましては、猟友会や関係機関を交えた会議、安全確認の最終パトロールの実施時期等について検討をしてみたいつもりでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 木原課長にお聞きしますけれども、課長はこういう情報を最初からずっとお聞きになって、信憑性のほどはどういうふうに感じていましたか。その点ちょっとお聞きします。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 午前4時50分、その時間には外も明るく、それと見られた方が逆光で見られたわけではなし、距離は10mということで、確認再度させていただいたときに、あれは熊でしたという回答が返ってきました。それで、私は過去にも熊の出た実績があるということで、これを疑うことにしてほかの動物とかに名前を変えることはできませんでした。信用しておりました。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 疑うことなく、そういうふうに判断したということですか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 疑うことなくというよりも、最初はイノシシではなかったですかとか、そういう聞き方もさせていただきました。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） なぜ、そういうことを聞いたかというのと、やっぱり私も一般質問で冒頭急遽申し上げたように、その対応がこれも時系列で出させていただきましたけれども、おかしなところが、やっぱりちょっと気がつくと思うんですね。例えば、広報の関係についても、対象外にされたところのほうが早く入っているという形になるでしょう、これ。違いますか。それとか、例えばご本人の確認、発見者の確認、目撃者の確認というのも、勤務の都合はあったかもしれませんが、こういう事の重大さからいって、他の秋田県だとかああいうところで死者も出ている。そういうことからすると、非常事態になり兼ねんというふうには思いませんでしたか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） そうしたら、もうちょっと対応の仕方が、いろんなことがあったというふうに思うんですよ。我々議員も、各区の区長だとか役員も、お聞きしている段階では、これはご本人からもう一つの段階へお話になったのが1日たっているんで、これは仕方ないですよ。本人が言ってないんですから。しかし、それ以降の対応だって、やっぱりもう少し飛び上がるぐらいの内容になっているはずなんですよ。だからそれであるならば、新聞の折り込みという部分もそうですし、その折り込みについては何時までに入れると翌日出してくれるかというのはわかっているはずですよ、役場内では。そういうことができていない。それから、現場に私もお聞きして1日たってから、また次のあくる日行ったんですけれども、散歩してはるんですよ。だから何も情報を得て、通常のペースで散歩されているわけですよ。だから何も怖がっておられない。そんなこともありますし、広報車を出しているわけでもない。だから非常にそういう緊迫感というか、それで危機管理の意識が足らんのではないかということで私は指摘させてもらったんです。

というのは、例えば、田原から城陽だとか井手だとか連絡していただいた、これはいいんですよ。しかし、そちらのほうのエリアメールみたいなやつを田原より先に発信されているわけですよ。こういうことがあるのかなと思うぐらい、物すごいじゃないんですよ、だから物すごいじゃないですけども、例えば城陽でしたらそれだけの緊張感というか、危機意識だとか、やっぱり持って対応をしているということですよ。だから、少なくとも申し上げましたように、やはり当該課、原課だけじゃなくて、やっぱり町全体できのうの話じゃないですけども部長会やられているわけですよ。だから、やっぱりもうちょっときっちり、僕はどこかに、こういう内容はイメージダウンになるから、ちょっと抑えるような感じがあったのかなというふうに気もします。幸いにして今、こういう形で事故はないんですが、しかしそういうことで課長がおっしゃっているように、ほぼ間違いないだろうという認識ですよ、お聞きになって。それなら、もっと早くそういう対応をして当然だろうと思うんで、ちょっと今後のこともあるんで、あえて申し上げたのはそんな内容なんです。ちょっと十分に意識を、原課だけじゃなくて、前に座ってはる人も、やっぱりそういう意識を持って対応してほしいなというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 熊につきましても、確かに2度目ということでございますけれども、最近こういった熊の情報はなく、ある面で初めてといいますか、しばらくぶりとい

うことで、初期対応につきまして、今、松本副委員長がおっしゃいましたように十分な対応ができなかったということを十分に反省もし、そして今後もそれにつきましても、次にそういったときにどうするかということも改めてよく整理もし、そして住民の皆様方に不安が生じないようにし、今後とも引き続き、特に初期対応、迅速な対応につきましては今後ともよく検討するなり、そして場合によっては、今後どういうふう、仮にまた同じような状況来たらどうするかというあたりについても、きちっと整理することも含めまして、今後しっかりと対応していくように努めてまいりたいと、こんなふうに考えておりますのでよろしくご理解ください。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 田中委員。

○委員（田中 修） 今回の熊の件について、発見されたのが4日でしたね、我々聞いたのは6日の夕方なんですね。その間にはいろいろ時間系列でこのように示していただいていますけれども、この宇治田原町において、ああいう猛獣、熊、ああいうものを見られた方であるとか、ああいうものが出てきたときに、対応するマニュアルが宇治田原町にはたしかなかったと思います。それが無いもんやから、今までにそんな経験もないので必要もなかった。そういうマニュアルができていなかったと思います。今、副町長お答えになったように、いろいろ対応していきたいというようにおっしゃいましたので、この熊だけじゃなしに、いろんな災害であるとか、そういうものについての危機管理のマニュアルを、このときはこうしようというようなものをしっかりつくっておかれたらいいと思いますので、その辺どうですやろ。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今、議長さんおっしゃられましたように、やはり危機管理も含めまして、実務ですけれども業務継続も含めまして、やはり何かあったとき、いざというとき、こういったことの対応について、とまどうことなく、対応ができるというのは本当に大切だと、こんなふうに思っております。今回、熊につきましては、一定、京都府のほうではマニュアルもありましたので、そのあたりに頼った部分もありますけれども、やはり、府は府として、町は町としてきちっと、やっぱり町としては何をするかというのは、やはりマニュアルとは別途の部分もあるとは考えますので、やはり熊だけではなく、そういった何かあったときにどうするかというのは、本当、手探りでするよりもやはり、あるということは、それに基づいてすぐ対応できるということでございますので、今後、熊だけではなく、そのほかの危機管理につきましても十分検討をしていきたいと、このように考えます。よろしくお願いたします。

○委員（田中 修） 結構です、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。谷口委員。

○委員（谷口重和） まとめておきたいと思いますが、熊であれなかれ、幸い被害がなかったことはよかったと思います。昨今、イノシシも人を襲うわけで、兵庫県でも実例がありますし、カラスでも、もちろん猿でも、はたまた最近ではカモメも人を選んで襲う時代になっているので、やはり、今、田中委員がおっしゃったように、町独自のマニュアルをつくって、マニュアルがなくてもやっぱり対応は早くすべきです。議会にも早く報告してもらって、みんなが協力して、やはり安心・安全、いつも町長が言っているんで、これはもう町のモットーですから、これは急遽やることが必要やと思いますんで、それはどうですか、副町長。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今、副議長おっしゃいましたように、当然マニュアルがなければ何もできないと、これもまた大きな問題でございますので、そういった危機管理についてどうするかというのは常に念頭に置いて、すぐ対応できるように、今後とも心がけていきますか、そういった危機意識を持って対応していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 今、副町長おっしゃったように、副町長が責任を持ってやってもらいたい。これはお願いしておきます。以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでしたら、これにて質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、上下水道課から28年度末におけます下水道の普及状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。

配付させていただきました資料のほうをお願いいたします。

まずは、A4判とA3判、2枚あると思うんですけれども、2枚目のほうのA3判をごらんになってください。

これにつきましては、公共下水道の供用開始区域となりまして、黄色の区域が平成27年度末における供用開始済みの区域でありまして、赤の区域が平成28年度末に新たに供用を開始しました区域でございます。

平成28年度におきましては、面整備工事を禅定寺地区、主に案内地域なんですけれども、そこで1工区、それと岩山地区で2工区、宇治田原小学校周辺と、そこから国道307号から緑苑坂ということがございます。それと長山ということがございます。この2工区、以上3工区の整備に28年度は取り組みをさせていただきました。一部、29年度への繰り越しなどありますけれども、供用開始することができましたのが、この赤色に着色させていただいておる部分でございます。

1枚目のA4判の資料に戻っていただきまして、今申し上げました28年度末に供用開始したことによる平成28年度末の下水道の普及状況をまとめておるものでございます。上段の①平成27、28年度の公共下水道の状況を示したもので、表-1の公共下水道事業、3段目あたりに平成28年度末ということであつと太枠で囲んでおるところになりますが、これが28年度末現在の実績でございまして、例えばそのC欄の整備面積でいきますと208.49ヘクタール、それとその隣のD欄の整備人口につきましては、7,508人となり、B欄の行政人口に対する普及率のE欄は79.6%という実績になりました。また、F欄の水洗化人口につきましては6,152人となり、D欄の整備人口に対する水洗化率、G欄は81.9%ということになっております。28年度は緑苑坂地区への供用、接続ができたことによって、普及率は27年度に比べて13.6%の増加と少し大きく伸びて、80%台を超えることになっております。

なお、下段の括弧書きにつきましては、世帯ベースでの数値となっておりますのでございます。

次に、表-2、その下なんですけれども、これにつきましては、浄化槽の整備推進事業の普及状況でございますが、平成28年度におきましては、新たな設置がございませんでしたので、住民基本台帳の移動による数値の変動のみということになっております。

なお、現在、町管理の浄化槽の設置基数累計は83基でございます。これが表-2の28年度末の太枠で囲んでおるところでございます。

次に、表-3でございますけれども、②の28年度末下水道普及率ということで、これは表-1の公共下水道と表-2の浄化槽整備推進事業をあわせまして、町全体の下水道の普及率を示してございまして、28年度末現在の整備人口は7,673人となって、行政人口に対する普及率につきましては81.4という結果になりました。

下段の③行政区別普及状況ということで表-4になりますけれども、こちらは行政区、自治会別での下水道の普及状況を取りまとめたものでございまして、記載のとおり普及状況となっております。

簡単ですけれども、以上で終わらせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） なしですけれども、午前中もお願いしていましたように、資料、当日配付じゃなくて、できることならできるだけ早い時期に配付しといていただきたい。副町長、お願いしたいと思います。午前中もお願いしましたけれども。

○委員長（垣内秋弘） 資料については、いろいろ1から10まで全て資料、事前というわけにはいかん部分もあると思いますし、レクチャーが1週間前ということでやっておりますし、そういった部分では、そのちょうど委員会との中間ぐらいに修正も入る可能性もありますので、そこら辺を踏まえて少し、今後の中でどれとどれとどれを事前にとということになりますと、またその色分けとか、多少いろんな形で分別もしていかないかんという部分もございますので、全てが全て事前というよりも、できるだけ事前に配付すると、ただ、配付方法とかそういった部分もありますので、今後は、できましたら事務局のほうでメールボックスに入れるとか、そういった部分で議員さんおのおの取りに来てもらうようなシステムづくりをして、できるだけ、そういった対応にみんなが慣れて定着するように持っていったらどうかなというふうに思いますので、ぜひご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

ほか何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでしたら、これにて質疑を終了いたします。

これで、ただいまの出席課の所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。当局から何かございますか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 事務局から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

本日は、付託議案3件、請願2件、また所管事項報告と多岐にわたっての審査が終了

いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。また、町当局におかれましても詳細な説明資料作成等、ご苦労さまでございました。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行の本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、早期の着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。強く求めておきます。また、委員会所管にかかわります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないように重ねて要望しておきます。7月の閉会中の委員会につきましては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定をいたしております。それで、7月25日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでございました。

閉 会 午後3時44分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長           垣   内   秋   弘